

シンポジウム

高知県の学校資料を考える  
記録集

2020年8月

高知県の学校資料を考える会編



# 目次

発刊にあたって（目良裕昭）	1
<b>【基調講演】</b>	
公文書管理・公文書館と学校アーカイブズ（嶋田典人）	2
<b>【報告】</b>	
高知県の公立小中学校における文書管理の現状（目良裕昭）	27
追手前高校の学校資料と学校博物館の取り組み（影山千夏）	36
学校資料収集の実践と課題—大分県公文書館の経験から—（高木翔太）	44
<b>【シンポジウム】</b>	
高知県の学校資料の未来を語る （渡部淳、嶋田典人、影山千夏、高木翔太、目良裕昭）	55
閉会あいさつ（筒井秀一）	64
参加者アンケート	65
関連資料（新聞・学会誌記事）	69

## 発刊にあたって

本記録集は、2019年12月7日に高知県立高知城歴史博物館で行われたシンポジウム「高知県の学校資料を考える」の内容をまとめたものです。シンポジウムは、高知県の学校資料を考える会（以下「考える会」）が中心となり、高知県内の文化施設・職員で構成されるこうちミュージアムネットワークとの共催で開催されました。

学校資料には近代以降の教育や地域の歴史が記録され、貴重な歴史的価値を有しますが、全国各地で少子化に伴う学校の統廃合が進み、散逸の危機に瀕しています。また、統廃合に直面していない学校でも、管理・保存体制の確立が十分でない場合が少なくありません。高知県においても、2018年には15歳未満人口が8万人を割り込み、学校の統廃合や再編が進むことが見込まれています。また、学校の管理・保存体制も、自治体や学校により考え方や整備の状況はさまざまです。

学校資料の保存と活用については、2017年8月に地方史研究協議会・横浜市歴史博物館共催のシンポジウム「学校資料の未来―地域資料としての保存と活用―」が開かれるなど、全国的に議論が活発化しています。考える会は、高知県でも学校資料に関する議論を深め、保存と活用に取り組むことを目的に、学校教職員や博物館職員らを発起人として2019年8月に発足しました。そして、関係者らが連携して学校資料の保存・活用を進めていく契機となるようなシンポジウムを、と企画し開催に向けて動き出しました。実現にあたり、筒井秀一氏（高知市立自由民権記念館長）、渡部淳氏（高知県立高知城歴史博物館長）から助言をいただきながら、登壇者や報告・議論の内容などを決定していきました。

シンポジウムでは、基調講演を学校アーカイブズに関して先進的な取組をされている嶋田典人氏（香川県立文書館主任専門職員）にお願いし、学校資料の調査・保存における公文書館の役割などについて実践例を交えてお話いただきました。3本の事例報告は、県内小中学校の文書管理の現状、県立高校における資料展示（学校博物館）の実践、大分県公文書館での学校資料収集の経験が報告され、参考にできる成果とともに、高知県の学校資料保存を進めていくうえでの課題も浮き彫りにされました。最後の討論では、基調講演と事例報告で出された成果と課題をふまえ、学校資料の保存と活用を図るためには、公文書館への専門職員の配置、休廃校利用、収受・作成された文書類だけでなく教材・教具や施設備品などモノ資料への目配り、文書管理規程の見直しなどが必要といった意見が出されました。

シンポジウムには多数の方々に参加下さり、先がけて高知新聞が学校資料に関わる連載記事を掲載してくれたこともあり、学校資料の存在が高知県民に一定程度認知され、保存と活用に向けた活動の第一歩を踏み出すことができたと考えています。今後は、シンポジウムの議論を受けて学校資料保存の具体的活動を開始し、地域資料としての学校資料を未来に遺すため、微力ながら実践を積み重ね、自治体職員・学校教職員・博物館職員・研究者らと連携して活動を拡げていきたいと思えます。

高知県の学校資料を考える会代表 目良裕昭

## 基調講演

### 公文書管理・公文書と学校アーカイブズ

嶋田 典人（香川県立文書館 主任専門職員）

皆さんこんにちは、香川県立文書館の嶋田と申します、どうぞ宜しくお願いいたします。今日の話なんですけれども、公文書管理、公文書館、学校アーカイブズという三つのテーマを取り上げております。



基調講演する嶋田典人氏

#### 1. 公文書とは、公文書館とは、アーカイブズとは

##### ●公文書館・公文書とは？

まず公文書館ということなんですけど、例えば私は香川県立文書館（ぶんしょかん）ですね。例えば徳島に行くとき徳島県立文書館<sup>もんじょかん</sup>、岡山に行きますと岡山県立記録資料館、今度高知にできるのが公文書館<sup>こうぶんしょかん</sup>という呼び方です。呼び方は違うんですけど、一般に言いますと公文書館ということになります。例えば、図書館は図書館法、博物館は博物館法ですけど、公文書館は公文書館法に定められている施設ということになります。

まずレジュメの方見ていただきます。公文書館法の例えば第3条のところをちょっと見ていただきます。「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」（公文書館法第3条）とあります。つまり、公文書館がない自治体でも、歴史公文書をきちんと保存するのは責務となっております。ですから「うちは公文書館がないから歴史公文書は保存しなくていい」というわけではありません。そのあたりいわゆる公文書館についてだけ書いているわけではないということですね。

それでは公文書というのは何なのかということですが、「行政機関の職員が職務上作成・取得した文書・記録で、組織的に用いるものとして、行政機関が保有するもの」とあります。これが公文書の定義と言うことになります。さきほど申しあげたように、公文書館法によって定められた施設が公文書館ということですが、これは条例で定めなければなりません。議会を通じて公文書館ができるということになります。それが公文書館法第5条2にあります。すると、公文書館と博物館と図書館の違いは何なのか。公文書を必須として保存する場所が公文書館。公文書館法には、公文書等とあります。あるいは公文書その他の記録とあります。公文書は必ず必要なわけなんです。

それでは共通点は何かということ、先ほどもうしあげたように条例によって設置されますので、博物館と図書館と一緒にですね。つまり地方自治法第244条に「住民の福祉のための公の施設、条例設置でなければならない」とあります。地方自治法第244条に基づく施設というのが共通点かもしれません。

##### ●現用文書と非現用文書

現用文書という言葉をよく使います。現用文書とは保存期間内で業務に利用される文書のこ

とを言います。今保存期間が桜を見る会で非常に話題になっていますが、保存期間内の文書を現用文書と言います。現用文書が保存期間を満了したら非現用文書になります。非現用文書の中にいわゆる歴史資料として重要な公文書、歴史公文書があるわけですね。

基礎自治体とかいわゆる市町村に行きますと、永年保存文書という形で保存されている場合があります。例えば公文書館ができるのと永年保存文書の制度をやめます。それで30年保存文書に切り替えます。つまり期限を設ける、保存期間を設けます。保存期間が満了したからといって全て廃棄されるのではなく、文書館に移管して、必要なものだけを評価選別して永久保存していく。これが歴史資料として重要な公文書、歴史公文書ということになります。

### ●公文書のライフサイクル

結局そういう形で、現用の記録管理（レコードマネジメント）の世界から、いわゆる非現用文書のアーカイブズの世界にですね、ちょうど川の流れで言うと、「川上」から「川下」へ流れていくシステム、これを公文書のライフサイクルと言います。川上から川下に流れてきますから、それを受け止める公文書館が川下に必要なわけです。ですからアーカイブズというのは、公文書館または記録資料という意味で用いられます。NHK アーカイブズという言葉をよく聞くとお思います。映像だけがアーカイブのように思われていますが、公文書または記録資料がアーカイブズという意味になります。ですから繰り返しになりますが、現用文書のレコードマネジメント（記録管理）の世界と、アーカイブズつまり記録資料の世界、これがちょうど川の流れのように川上から川下に流れてくる、そういうことが必要になってくるわけです。

### ●収集アーカイブズ

今話をしている公文書は結局、香川県立文書館では、香川県なら香川県の公文書、現用文書から私ども公文書館に流れてくる非現用文書になる。そういう公文書のライフサイクルが香川県は整っていますけれども、それは香川県の組織のアーカイブズの話であります。もう一つ、要するに香川県以外の組織から香川県が収集するいわゆる収集アーカイブズがあります。例えば古文書とか地域資料とか民間所在資料とか個人の日記とかの個人アーカイブズとかですね、そういったものが一方で収集されるわけでありまして。ですから、先ほどから繰り返していますように、地方公共団体にとって自らの文書記録というのは公文書になるわけなんですね。ですから公文書館は公文書等ですからね。公文書は必須なんです、これは絶対なんです。公文書等の「等」のところに、古文書とか地域資料を集めるかどうかは、館の方針とかあるいは地域事情によりますね。私としては公文書と地域資料、両方を兼ね備えた公文書館がいいのではないかなとは思っています。

## 2. 香川県内基礎自治体と公立学校の公文書管理

### ●公文書管理の権限

次にですね。10年位前ですが、香川県の基礎自治体をずっと回ってみました。そうすると2つの大きな感じがしますね。一つは総務課とか文書主管課が大きな権限を持っています。つまり、永年保存文書のままで保存しているんですけども、永年でない10年保存、5年保存文書は割合総務課主導でどこおこりなく廃棄されているところがある。もう一つは総務課が力

を持ってなくて各課に文書を任しているというところもあります。わりあいほったらかしというか、残っているんですね。もっと適切な言葉で言うと死蔵したり、滞留したりしているところがあります。

#### ●起案決裁文書と生活活動記録

次に、今日の一つのテーマですが、学校アーカイブズの話なんですがね。学校もいくつか回りました。そうすると、文書の種類が二つありまして、一つは学校管理職とか事務部、いわゆる行政職の人たちが扱う文書と、もう一つは教員、教育職が扱う文書があります。私もかつて県立学校の教員やっていたので分かるんですけど、あんまり起案決裁文書というんですかね、自分で行政みたいに起案したりはしません。文書作成の機会は非常に少なくございます。それよりは生徒の中に入って活動する、これが教員の正しい在り方だと考えておりました。あまり文書とかには関心がなかったです。ところが学校管理職とか事務の方はですね、起案決裁文書でいわゆる行政としての仕事をすることです。教員の人たちは日々生徒と向き合って生活活動記録という言葉を使わせていただいたんですが、そういった文書記録を取り扱う場面が多いということになります。

ここまでのところをまとめますと、記録管理からアーカイブズへという公文書のライフサイクル、これがまず必要かと思えます。そして文書が移管されてくる受け皿としての公文書館が必要かと思えます。そしてもう一つ、公文書のライフサイクルを確実なものとする議会を通した条例、公文書管理条例が必要かと思えます。高知県さんは公文書管理条例をもう作っていますね。そして今度公文書館ができます。そうすると公文書のライフサイクル、川上から川下に文書が流れてくるということで、大いに期待できるのではないかと思います。

### 3. 香川県立文書館と公文書管理条例

#### ●説明責任とブリッジ

次に、香川県立文書館と公文書管理条例という話をします。香川県は全国都道府県で第4番目に公文書管理条例を作りました。これは国の公文書管理法が先に定められておまして公文書管理法に基づいて香川県で全国第4位につくられたということになります。

公文書管理法第34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」というふうに定められているわけです。これに基づいて私どもも公文書管理条例をつくりました。

公文書管理条例というのはですね、第1条のところで大事なのは、行政文書つまり現用文書と、非現用文書の歴史公文書の両方をきちんと保存し管理すること。そしてもう一つは説明責任という言葉がありますね。現在および将来の人たちに説明する責務があるということがまず第1条でうたわれております。

もう一つは第2条のところで行政機関とありますが、これはですね知事部局とか教育委員会とか全てのところにブリッジをかける。例えばですね、条例がないところは、教育委員会は教育委員会で文書管理規程があつたりし、首長部局は首長部局で管理規程があつて結局別々に管

理をしている。例えば、片方で歴史公文書を残そうという規定であっても、首長部局ではあっても教育委員会の方ではそれが無いということが出てきます。それを統一的に条例によって全ての行政機関にブリッジをかけるというのが第2条であります

次に3枚目に移りますが、さきほど申しましたように、行政文書が現用文書です。歴史公文書がいわゆる公文書館にある文書ですね。条例上、公文書館にある文書のことを特定歴史公文書等とっております。先ほど申し上げたうちの文書館の古文書なんかは条例の適用はされません。特定歴史公文書等には含まれません。従来どおり「特別の管理」のもとで保存されていくということになります。

### ●「きんかん」＝歴史公文書

次に公文書の中で何を残すのかということが次に書かれています。線を引いていますように重要な情報が記録された文書、つまり重要な公文書を残すということが書かれているわけがあります。それで、公文書管理条例は県全体の現用、非現用を問わず、現課にある公文書も県立文書館にある史料も全て公文書管理条例の中で管理していこうということなんですけれども、もう一つは香川県立文書館条例、これが先ほど申し上げた公文書館法にもとづくいわゆる公文書館の条例ということになります。そこに書いていますように公文書だけでなく古文書も保存していくということが書かれています。線を引いたところが、公文書管理条例ができた後に改正された部分です。ちょっと違和感を感じるかもしれませんが、「特定歴史公文書等をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、及び保存し」とありますね。特定歴史公文書等というのは公文書館に保存された文書ということで先ほど説明しましたが、はじめとするですから、それ以外に歴史資料として重要な公文書があるということです。これは何なのかといいますと、これは例え話なんです、鶏が卵を生みますね。卵となったのが特定歴史公文書等ということになります。その鶏が卵を産む前に鶏のお腹の中に「きんかん」がありますね。あれがいわゆる特定歴史公文書等以外の「歴史資料として重要な公文書」ということなんです。つまり現用文書の中に歴史公文書がもうすでに宿っているということです。

### ●一体的別置き管理

私どもは全国であんまり珍しいというか特異かもしれませんが、公文書館の中に現用書庫を持っています。ですから公文書館という非現用という歴史公文書の世界なんです、その中に現用文書があります。現用文書の中に歴史資料として重要な公文書が宿しているところ考える。さっきの「きんかん」みたいな形ですね。

結局レジュメ1番下を見ていただいたらいいんですが、香川県立文書館規則の第2条の7に「行政文書の管理を行う」。すなわち現用文書も文書館の中で管理しています。こうすることによってさきほどの現用から非現用のライフサイクルがわりあいうまくいくんです。現用書庫から非現用書庫に物理的に動かすだけでいいんです。動かす時に例えば、30年過ぎた文書が現用書庫から出てきます。そこで評価選別して残ったのを非現用書庫に入れるという形を取れます。

結局、下に書いてますように、現用文書と歴史公文書の一体的別置、同じ建物の中で管理をするということですね。これによって我々の文書館は、毎日のように職員が行政利用、職員利用でやってきます。あるいは1時半になると送便便といって、注文に応じて送便の車がやって

きて、各課に運ぶような、あるいは逓送便で返してもらおう。貸借をやっています。結局文書館に現用文書の管理権がある、現用文書ですから勿論それぞれの文書は現課のものでありますけれども。そういう仕組みになっています。

#### ●基礎自治体に公文書館を

次のページに移りまして、一つの提案なんですけれども、私は三豊とか高松に公文書館設立時に関わって一生懸命やりました。つまり基礎自治体に公文書館ができれば、今日のテーマである学校資料であるとか、きちっときめこまかく保存できるものだと思いますので。結局公文書館をつくるとなるとなかなか財源の問題とかいろいろありますから難しいところがありますけれども、一つの提案としては、役所の一部を公文書館にしてはどうかなど。つまり、現用書庫の一部を歴史公文書書庫にしてはどうかと。そうすれば新たなハコモノをつくらなくても公文書館の設置が可能かと考えております。実際に沖縄県の北谷町の公文書館はそういうふうになっています。入ったところのすぐ右側に公文書館があります。1番人通りの多いところですね。かつ庁舎内にありますから、職員の利用も多うございます。別置きされた非現用の利用もあるとそういう風に聞いております。ここでまとめますと香川県立文書館の場合は、現用文書（行政文書）の管理、そして特定歴史公文書等の管理を行っています。そして収集アーカイブズの管理もやっております。つまり現用から古文書まで手広くやっているのが香川県公文書館であります。

### 4. 「今」の公文書を将来に遺すための評価・選別

#### ●重要性と歴史資料性

次に評価選別の話をします。先ほどちょっと話しました何を残すかという話をします。重要な公文書を残すということになります。公文書館法の歴史資料として重要な公文書とは、「重要な公文書を残すと歴史資料になる」と東洋大学の早川先生はおっしゃっています。そしてもう一つは「歴史資料だから重要な公文書を残す」。つまり、重要性と歴史資料性で文書は残す必要があるのではないかというふうに言われております。

先に重要な公文書とは何かということなんですが、(レジュメの) ●のところですね。やっぱり条例がありますから、条例に定められた先ほど話した1から5にあるような重要な情報が記録された重要公文書を残す。2つ目に基準があるんですよ。残す基準が。これが(レジュメの)最後の方に表がありますが、最後から3頁くらいですか、何を残して何を廃棄するかという表がある、いわゆるレコードスケジュールというんですかね。条例の下の行政文書管理規程の中に定められている。このレコードスケジュールを見ながら、これがある、これがいらんと評価選別をするわけです。(レジュメの) 3つ目の●ですが、それじゃあ表もあるし、見たらいいんじゃないかと思うんですが、これがなかなか難しいんですよ。いくつかのキーワードで評価選別をしています。

例えば、ダムの工事、これは大規模事業ですね。大規模なものとか。これは残しましょう。あるいは広域にわたって、あるいは本体と書いていますが、あるいは公益性とかですね、影響度とか。そしてもう一つは知事の意味決定がなされたもの、だから知事が決裁したものなんか

も残していきましようということになります。あるいは県民の関心度が高いもの、こういうのが重要な文書になります。

### ●歴史資料性は目利きが必要

次のページですが、そうなる今日の学校の話なんです。給食のメニュー表なんかはそれ程それに比べたら重要ではありませんね。ところがこれは2つ目の説明の仕方、歴史資料だから重要、いわゆる歴史資料性で残すんですね。給食のメニュー表は色んなものを語ってくれますよね。例えば、私の小学校1年から2年になる時に脱脂粉乳から牛乳になったんですね。こういうこととか。もう少し立つと米飯給食が始まったり、地産地消が分かたり、カロリーが分かたり、するわけですね。歴史資料性は目利きがいるんですね。専門職員がいて救ってやらなければ、救うことはできませんね。先ほど見ていただいたレコードスケジュールの別表ですけれど、最後から2枚目にありますように。1～30番くらいまではこれを残す。例えば30番、知事が決裁した行政文書という形で、後から3枚目です。これは全て移管するとか定められています。ところが31～37まではセーフティーネットで、1～30までで救えなかった文書をここで救うんですね。さらに1番最後のところに37番ですね。その他の行政文書、つまり「1から35までに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された行政文書」。ここで歴史資料性、給食のメニュー表なんかも救う、というふうに。ここが専門職員、われわれの裁量の範囲かもしれないが、こういうのが大事かと思います。あるところで聞いたんですが、給食のメニュー表が保存期間5年と定められたところがある。先ほど申し上げたようにどうして保存期間5年と定めるのか。5年の間は現用性がある。だから定めているんですね。これは想像ですが、最近そばアレルギーとかがありますね。

問題になった時のために残しておこうという。これは現用性という考え方なんです。今まで3つ出てきましたね。重要性と歴史資料性と現用性、これをキーワードで憶えておいてもらいたい。

### ●選別のメリハリ

さらにレジュメに戻っていただいて、「すべて残す基準」と「すべて棄てる基準」というのがあります。沖縄県公文書館ではですね、この事務事業は全て残しましょう。わたくしどものところ（香川県立文書館）は、都市計画の文書は全て残しましょう。もう一つは瀬戸大橋のような各課横断的な重要な政策の文書は全て残しましょう。すべて残す基準と、逆にすべて棄てるという基準もあります。こういうメリハリを付けていくことが重要です。

### ●大型船と小型船

特に先ほど申し上げたように基礎自治体（市町村）にぜひ公文書館が必要ですよという話をしましたけれども、市町村にいくとわりあい住民に近い歴史資料性の豊富な資料がたくさん残っています。例えば、学校の歴史公文書なんかも重要かもしれません。こういうものは保存期間がないものも多くあります。三豊市文書館なんかはわざわざ保存期間を設定して、1年保存文書でも残していくと、きめ細やかな処置を執っています。ところが県がやりますと、大変なんですね。文書量多いですからね。われわれは1年保存文書すべて、軽微なものとして廃棄しますが、5年文書以上は残すという形でね。大型船で魚を捕るのと、小型船で小魚を捕るの

とではちょっと違いがあるんです。よりきめこまやかさを発揮するには、基礎自治体の公文書館と評価選別が必要かなと思います。

例えば、学校アーカイブズに引き寄せますと、給食のメニュー表とか、あるいは運動会のプログラムですね、よくあるのが公文書に添付されている学校周辺の工事前の背景の写真、地域のイベントの報告書ですね、学校の施設が利用されている。あるいは職員が書き込みをしているパンフレットとかですね、こういったものは学校資料の中で残していくべきものだと思いますが。繰り返しになりますが、こういうのは歴史資料だから重要な公文書として残していく。歴史資料性ゆえに残していくということになるんです。

#### ●選別の柔軟性

基準さえ有ればできる？としていますが、わりあい現課の人に判断してもらおうと、評価選別もですね、後ろから4枚目に評価選別の文書の流れがありますけども、まず条例ができる現課（現用）段階で判断をしますね。いるかいないか。同じレコードスケジュールの表を見ながら。そして文書館に移管されてくる時にいるか、いないか評価選別する。一次選別と二次選別をやるわけなんです。割合現課で評価選別をさせると現用性ゆえに残すという発想になってくる、文書館の場合は歴史資料性ゆえに残すという発想になってくる。共通することは重要性。現課が×をつけても文書館で○をつけるというように柔軟性を設けるとというのが香川県立文書館のやり方ということになります。

だけど現用性が悪いわけではないですね。現課さんは現用性。例えば、沖縄の事例ですけど、ボーリング調査の文書を残していたために、トンネル工事に最初からボーリング工事を1億円の費用がかかるものが、コピー代だけですんだという実際あった事例なんですけれども。現用性で残す必要があるということも必要かと思えます。

香川県立文書館は現用書庫がありますから、要するに川上から川下に流れてこようとすると、文書館の方でもう少し業務に使うんじゃないですかと問います、そうすると現課さんの方もやっぱり業務で使うからと引き続き現用書庫で延長して取っておきましょうということになります。非現用書庫（歴史公文書）に入ってくるのは重要性と歴史資料性だけが入ってくるように我々がコントロールしています。微妙なものは延長してください、引き続き使ってください。文書館の中に現用書庫があるわけですから、結局文書館が管理することには違いありませんので、というようにやっています。

### 5. 「遠い過去」の公文書を将来に遺すための旧村役場文書と学校歴史公文書の調査・研究

#### ●残すべき学校資料は？

次にですね。学校のアーカイブズに関する調査ということでお話しします。先ほどから出てきている給食のメニュー表とか運動会のプログラム、こういったもの以外にどんなものを残していったらということなんです。レジュメの1番下の方を見ていただきたいと思うんですが。生徒指導要録、学校日誌、職員会議録、教育委員会などとの収发文書、学校統廃合に関するものとか、学科再編、学校改革、学区再編、あるいは建物取り壊しと新築・改築、校地拡張とか。このあたりまでがいわゆる学校の中のいわゆる重要な公文書として私は考えています。

あと学校便り、学校新聞とか、運動会プログラム、給食のメニュー表。こういうのは重要性でなくてどっちかというとい歴史資料性、過去のもので歴史資料なんですけど、将来にも歴史資料性を大いに発揮する文書ですね。今の給食メニュー表も取っておけば、例えば 100 年後の人が見た時、あの時こんな学校給食だったんだなと思うと。だから将来の歴史資料性も考えて、今まで歴史資料性で取ってきたんだから、これからも歴史資料性で残しておくべきだと考えるわけですね。

その中で最後の方ですね。⑧門札、バッジ、公印とあります。これはモノ資料ではないか、どっちかというとい博物館ではないかと思われるかもしれませんが。廃校になった学校の門札だったら、そこに昔学校があったという記録になるわけです。オリジナルなバッジ、例えば甲子園に出場したとか記録になるわけです、学校の公印も当然記録になります。こういうものはアーカイブズに入れて残しておく。しかし、古いオルガンとかは公文書館の範ちゅうにないと考えます。

### ●攻めの文書館

今まではどっちかというとい組織アーカイブズ。県庁という組織内で権限を持つ、「強い文書館」の話をしてきました。もう一つ「攻めの文書館」、外に向かって文書館の活動を広げて行く、これも必要かと思ひまして。レジユメの①～⑦。基礎自治体の学校、分かりやすく言ったら小学校ですね。県立ではありませんから、組織外の話なんです。われわれ（県立文書館）からすると。基礎自治体の出張所、こういうのが最近統廃合でなくなりつつあるので、そのあたりにどんどん調査の目を広げて行く必要があると考えまして、①～⑦に書かれているような調査を繰り返して行っています。

### ●島の学校資料調査

最近の写真をお見せしましょう。これは高松市沖の男木島の出張所。例えば自治会関係なんかがありあいたくさん残されていますね。観光協会の資料綴りが残されていたり、戦後のものが中心ですけれども、公文書として残されていました。これはロッカーにあった文書ですね。これが男木出張所の門のところ。男木出張所の玄関のところですね。ここは「喜びも悲しみも歳幾月」という映画の場面になった男木島の灯台です。文化財の話で少し違いますが。これは女木島の地元の青年団の戦中戦後の資料がたくさん残されております。これも高松沖の女木島。女木出張所の建物は新しい、古いモノもちゃんと残されていたわけでございます。

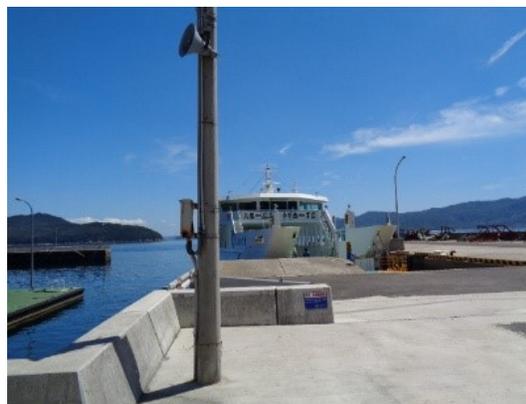


写真 1

次に、丸亀市沖の<sup>おてしま</sup>小手島と言う島に調査にいきました。今年の話です。丸亀市内の 17 の小学校の調査を今年にかけてやっています。あと 3 校残っていますけれども。夏に小手島に行きました。船がつかしました（写真 1）。丸亀港から 1 時間 30 分以上かかりますね。1 番遠いところ

にあります。港についたところに、こういう待合室かと思ったら、いわゆる自治会館ですね(写真2)。小学校は山の上の方にあるんです、このあたりですね。青いシートがありますね、土砂崩れの跡です。その左の上の方に学校があります(写真3)。訪問し校長室に入ると、生徒の変遷のグラフが貼ってありました。今小手島小学校は児童1人だけ。小中学校なんで中学校は復活するようですが、今度は小学校が休校になるということですね。これね、平成25年にいっぺん休校になっているんです。その後また子どもが入学式ではいってきたので、1年間の休校期間が過去にありました。そのときの喜びの新聞なんかも校長室にはってましたね。これが小手島小学校の建物です。



写真2

昔はプールの清掃なんかを、これ校長先生に聞いた話なんですけれども。島の人たち30人くらいしかいないんですが協力してやっていたけど、それもパワーがなくなったということで、丸亀市内の小学校の技師さんたちが集まって清掃したという話を聞きました。小手島小中学校の門のところの写真ですね。行きは校長先生が車で迎えに来てくださったんですが、帰りは坂道下ったら港やということで、今から下ろうとしています。先ほど見せました自治会館のところに行行政の掲示物をはっている所があるんです。一方の片面は小学校の掲示物なんです(写真4)。こういう保健便りを貼っていたりするんです(写真5)。いかに島の人が子どものことに興味があるか、それを表す。こういう形で貼ってますね。



写真3

次は丸亀市沖の本島小学校に調査にいきました。ごらんいただいているのは丸亀市立牛島小中学校の学校沿革史なんです。牛島小学校はもうすでに廃校になっていますので、隣の島である本島小学校で引き継いでおるということになります。今は無い学校の記録として非常に貴重ではないかと思いました。これは本島小学校の西分校、そこの学校沿革史を残しています。学校要覧、牛島中学校の学校要覧とか、牛島小学校の大正10年の本校一覧表綴とか。これが本島小学校の校長室の金庫なんです。金庫の下の方に牛島小学校と西分校の資料が残されている。



写真4

あとは本島小学校の現用文書がほとんどであります。この分校の資料が現用なのか歴史公文書なのかということなんです。ちょっと法律の専門家に聞いたところ、なんぼ壊した学校の学校沿革史であっても、学校沿革史は卒業証書台帳と同じように法律によっていわゆる永年保存



写真5

が義務づけられているんですよ。学校は廃校になったから歴史公文書ではないか、現用から非現用になってるんじゃないかと思うんですが、新しい学校の組織文書として現用扱いをしている。

これは関係ないんですが、塩飽勤番所があって江戸時代は、江戸時代は天領として島の統治がなされていた。こういう左官屋さんが漆喰で「こて絵」(エビスの顔)をね、わりあい文化的にも。笠島地区というところに私設のいわゆる文書館をつくっているんですね。藤井さんというお宅なんですが、伝統的保存地区の一角です。これが本島小学校の正門の写真ですね。こんな感じで調査を進めていきました。

### ●収集アーカイブズは寄贈より寄託で

それではまたレジュメの方に戻っていただきまして、話を続けさせていただきます。繰り返しになりますけれども、こういう調査は組織外の話、結局組織外ですから、例えばわれわれが古文書の調査にあって、例えば庄屋さんのところから文書を寄贈寄託してもらったりしますよね。あれと同じなんです。もしこの文書が香川県立文書館に寄贈されるか、寄託されることになれば、組織外の文書として収集アーカイブズとして処理されます。寄贈寄託なんですが、なるべくそういう話があった時、寄贈でなく寄託で受け付けますね。例えば将来丸亀市に公文書館ができたなら返すことができる。寄贈だったらもらったので返すことができない。公文書館ができたなら地元で保存することが大切かと思えます。

寄贈寄託のことは、結局このレジュメのところにあります。例えば、国の要綱の場合だと改廃で組織が成り立っていない状態の時には散逸するおそれがあるとして寄贈寄託を受け入れるという形で。公文書なんですけれども私文書受入れと同じような収集アーカイブズの形で受け入れることが定められておりますし。私ども(香川県立文書館)は例規、古文書の取り扱い要領によって同じく収集アーカイブズとして受け入れをするという形をとっています。

実際、県立学校の場合も私どもと同じ県の組織ですけれども、もう移管が行われてきません。相撲でいうたら死に体の状態ですね。組織が廃校になろうとしているときに。そういうときは古文書の寄贈、寄託と同様の扱いです。校長先生に寄贈の申請をしてもらって、ありがとうございますということで受け入れる。組織の統廃合の際は収集アーカイブズでということ。基礎自治体のものは基礎自治体の公文書館で。県の学校は収集アーカイブズで県が。県が小学校のものなんかも、寄託で受け入れていても、市町村公文書館ができたならそこに返す。そのため寄贈でなく寄託での受け入れを行います。

### ●時の経過による公開

次に「保存から公開」へです。よく質問があるんですよ。もし文書館に寄贈寄託したら、全部公開してしまうんじゃないかという。個人情報にすごく怖れています。特に出張所なんかはあまり言わないんですが、学校は個人情報にすごくシビアです。

一つの例を上げると、先ほどの香川県公文書管理条例第13条、時の経過という概念があります。もっと分かりやすくするために一番最後のページをちょっとあけてみてください。評価選別の基準があるように、公開非公開の基準というのものもあるわけです。それがその最後のページにある表ですね。

時の経過をご説明させていただくと、つまり 50 年経ったらいいでしょう、80 年経ったらいいでしょう、110 年経ったらいいでしょうというのが時の経過による公開なんです。これは非現用、特定歴史公文書等だからそれができるんです。文書館にあるからできるんです。さきほどの本島の金庫の中の文書は、あれは見ようと思ったら情報公開条例による請求になるんです。現用文書ですから、だから時の経過が適用されません。

例えば、丸亀にはドイツ兵捕虜が第一次世界大戦でおりました。ドイツ兵捕虜が日本兵に対して反抗してよく処罰にあうわけですね。考えようによると処罰歴、法律によって裁かれているわけですから。刑法等の犯罪歴になるのかどうかということですね。多分ならんと思いますが、常識的に考えて。現用文書なら捕虜の名前を黒塗りするかもしれませんね、極端な例をいうと。公文書館にあるならば、情報公開条例の適用外になる。われわれなら公文書管理条例に基づいて時の経過を勘案して（公開する）。例えば、実際そういう仕事もしてますけど、学歴なんかは 50 年経過が目安なんですね。学歴が発生するのは 20 歳前後、70 歳になったら学歴による不利益が生じないのではないか。家族歴は 80 年とかですね。個人に不利益が生じないことを考えながら黒塗りのところを現用文書に比べれば「時の経過」の考慮によって減らしていくということがあります。

## 6. まとめ

### ●豊饒なアーカイブズ

最後まとめのところに入りますが。繰り返しになりますけれども、今日は私たち公文書館の話なので公文書を中心に考えましたけれども、地域資料も大事。当然ですね。しかし、逆に地域資料ばかりで、公文書のことを考えていただけないという方もおります。公文書館は必須なので、地域資料だけでなく公文書の保存・利活用の双方があって豊饒なアーカイブズになると考えられます。図書館、博物館とか歴史資料館とか、そういった地域資料をだいたい中心に扱われているところとは地域資料の点で協力していくというのは必要になっていくと思います。

### ●CMLASとRMA連携

ですから、CMLASと書いてますが、Cは私昔いたことあるんですがいわゆる文化財行政、文化財のC、Mはミュージアム（博物館）、Lはライブラリー（図書館）、Aはアーカイブズ（公文書館）、Sはスクール（学校）、こういう横の連携が必要です。

二つ目は縦の流れですね。先ほどから繰り返しておりますが。記録管理からアーカイブズへ、「川上」から「川下」へ、公文書は「記録管理なくしてアーカイブズなし」。ですから例え話ですが、博物館とか図書館は類縁機関と言われている親戚ですね。われわれの現用文書は県庁という親なんですよ、親機関を大事にする、そういう縦の公文書のライフサイクルですね。川上から川下へ。そのためには、公文書管理条例とか公文書館条例などの例規を整備するとか、レコードスケジュールのような行政文書管理規程により制度化するとか。法とか制度・組織を安定させ実現させていくことが大事かと思います。今度はRMA。RMはレコードマネージメント、記録管理という意味。RMとA（アーカイブズ）の縦の連携これも必要になってきます。

### ●架け橋としての公文書館

そして三つ目、「過去」の文書を利活用だけでなく、出張所にある古い文書だけでなく、「今」の文書・記録をどう将来に残していくかという視点が重要。われわれは「架け橋」の役割をする。特に最近の小学校等々の統廃合には対応しておく必要がある、緊急性があると思います。高知県さんは今めざましく、博物館、図書館が整備され、公文書館もできようとしている。県史編纂も始まろうとしている。良い機会なので、この時期をとらえて、統廃合になっていく施設への目配り気配りをしてもらおう。同時に、それを見ることができる、目利きができる専門職員が必要になってくるんじゃないかと思います。私が1番いいたいのは、基礎自治体に公文書館ができるようにしていただきたいなということです。それを希望して私の話を終わりたいと思います。



女木島青年団の資料を紹介する嶋田氏

## 配布レジュメ

### 「公文書管理・公文書館と学校アーカイブズ」

2019. 12. 7

香川県立文書館 主任専門職員 嶋田典人

## I 公文書とは、公文書館とは、アーカイブズとは

### 公文書館法

第1条(目的) この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義) この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

第3条(責務) 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第4条(公文書館)公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供する(中略)ことを目的とする施設とする。(中略)

第5条2(公文書館)地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。(後略)

- ➡公文書(行政文書)とは、**行政機関の職員が職務上作成・取得した文書・記録で、組織的に用いるものとして、行政機関が保有するもの**
- ➡公文書館と博物館・図書館・市町等の歴史資料館の共通点 地方自治法第244条の住民の福祉のための公の施設、条例設置
- ➡公文書館と博物館・図書館・市町等の歴史資料館の相違点  
公文書を「必須」として保存する所 公文書館法に基づく、条例設置
- ➡現用文書とは、保存期間(年限)内の業務に利用され得る文書
- ➡現用文書が保存期間満了後、非現用文書
- ➡永年保存文書を30年保存文書に替える理由とは
- ➡30年・10年・5年保存文書など有期限保存文書(現用文書)は保存期間満了後すべて廃棄ではなく、公文書館に移管(公文書館で評価・選別)して、歴史資料として重要な公文書(非現用文書)を公文書館で永久保存する。現用文書から非現用文書(歴史資料として重要な公文書)へ=「川上」から「川下」へ=記録管理からアーカイブズ(記録資料)へ…**公文書のライフサイクル**
- ➡アーカイブズとは、公文書館または記録資料の意味
- ➡レコード・マネジメント(記録管理)とアーカイブズ(記録資料)  
=現用文書と、非現用文書で歴史資料として重要な公文書
- ➡組織(機関)アーカイブズ(歴史資料として重要な**公文書**)と収集アーカイブズ(古文書・**地域資料**・民間所在資料・個人アーカイブズ・地域の組織・団体アーカイブズなど)

3つの「み」①「みずからが」「みずからの」文書記録を、②あまねく「みんなのために」、③遠く「みらいに」向けて保存する。(1990年：山口県文書館・北川健氏提唱)

「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」、『地方史研究』No.228、地方史研究協議会、1990.

➡地方公共団体にとって自らの文書記録とは。

自治体史編纂・学校史編纂(例 地元小学校の学校史に加えて地域(学区)史)で公文書が使われにくい。特に戦後期、現代史。廃棄されて無いか、在っても情報公開条例による開示の現用文書(永年保存文書など)。

拙稿「地域記録の作成・保存・利活用―法整備と組織体制・運営」、『レコード・マネジメント』、No.69、記録管理学会、2015

拙稿「公文書と地域資料の保存・利活用―香川県旧本島村製錬所設置計画の「意思決定過程」に着目して」、『レコード・マネジメント』、No.70、記録管理学会、2016

本島村役場文書(丸亀市立資料館蔵)、新聞資料(香川県立図書館マイクロフィルム)、民間所在資料―家文書(塩飽勤番所蔵)、地域の組織・団体アーカイブズ(本島村外四ヶ村漁業組合共同漁業権代表者事務所文書「評議員会決議録」、現在は香川県立文書館蔵)

## II 香川県内基礎自治体と公立学校の公文書管理

拙稿「香川県の市町村公文書の保存と管理―歴史的公文書を中心として―」、『記録と史料』、No.20、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、2010

➡文書主管課<原課(各課)…「各課まかせ」…現用文書と歴史的公文書の混在・未整理  
明治期のものが現用文書?現用文書は情報公開条例による公開。歴史資料として「特別の管理」でない。

➡文書主管課>原課(各課)…「文書主管課主導」…永年保存文書(現用文書の儘)と10年・5年など有期限文書(保存期間満了後、評価・選別なしで滞りなく廃棄)が整理

拙稿「学校アーカイブズの保存と利用～「記録管理」から「アーカイブズ」へ」、『レコード・マネジメント』、No.65、記録管理学会、2013

➡学校管理職・事務部(行政職)と教員(教育職)多忙化、教員は「起案・決裁文書」作成の機会少ない。➡「起案・決裁文書」と多種多様な「生活・活動記録」の存在

現用文書の記録管理からアーカイブズ(記録資料)へ 公文書のライフサイクル確立必要⑦  
保存期間満了後の評価・選別 ①恣意的廃棄の防止(勝手に棄てさせない。公文書館が判断。公文書館に廃棄権) ②保存年限満了後の的確かつスムーズな移管ができる「受け皿」としての公文書館が必要。また例規が必要。

規則・規程レベル(行政(首長)に改正権)でなく、住民が選出➡議員で構成される議会➡条例で。重み。公文書管理条例の必要性

三豊市文書館、高松市公文書館、両市には公文書管理条例あり。

### III 香川県立文書館と公文書管理条例

拙稿「公文書管理条例・公文書館と行政機関」『レコード・マネジメント』No.71 記録管理学会  
2016

#### 公文書等の管理に関する法律（「公文書管理法」）

（地方公共団体の文書管理）

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

#### 香川県公文書等の管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「行政機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第21条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 香川県立文書館（以下「文書館」という。）等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。

- (1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重

### 要な情報が記録された文書

- (2) 県民の権利及び義務に関する 重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する 重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する 重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として 重要な情報が記録された公文書その他の文書

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 第8条第1項若しくは第3項又は第30条第2項の規定により行政機関から文書館に移管されたもの
- (2) 第11条第1項及び第2項の規定により議会の議長（以下「議長」という。）から文書館に移管されたもの
- (3) 法人その他の団体（県を除く。以下「法人等」という。）又は個人から文書館に寄贈され、又は寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するもの

### 香川県立文書館条例

（設置）

第1条 香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）第2条第4項に規定する 特定歴史公文書等をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、及び保存し、並びに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって本県における学術の振興及び文化の向上並びに 県政に対する理解の増進及び信頼の向上に資するため、香川県立文書館を高松市に設置する。

### 香川県立文書館規則

（業務）

第2条 文書館は、次の業務を行う。

- (1) 特定歴史公文書等（香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号。以下「公文書等管理条例」という。）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。
- (2) 文書等に関する調査研究を行うこと。
- (3) 文書等に関する講座、講習会等を開催すること。
- (4) 行政資料（国又は地方公共団体の機関等が作成し、又は取得した統計書、調査研究報告書等の資料をいう。以下同じ。）を収集し、及び保存し、並びに閲覧、貸出しその他の利用に供すること。
- (5) 県政等に関する情報の提供を行うこと。
- (6) その他学術の振興及び文化の向上に資するため必要と認められること。

(7) 公文書等管理条例第2条第2項に規定する行政文書の管理を行うこと。

ポイント：提案：現用文書と歴史公文書（非現用文書の歴史公文書）の一体的別置き管理⇒例）香川県立文書館内に現用書庫。文書館を利用する県職員の行政利用多い。

ポイント：提案：役所の一部を公文書館に。現用書庫の一部を歴史公文書書庫に。新たな「ハコモノ」を造らなくても公文書館は設置可能。現用文書と非現用歴史公文書の一体的別置き管理。市民の利用しやすい玄関横、職員の利用しやすい庁舎内が理想的…例）沖縄県北谷町公文書館

ポイント：香川県立文書館の場合、現用文書 行政文書の管理

組織（組織内）アーカイブズ（機関アーカイブズ）＝特定歴史公文書等

収集アーカイブズ＝古文書

⇒「現用から古文書まで」

#### 参考 地方公務員法

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

## IV 「今」の公文書を将来に遺すための評価・選別

### ① 「重要な公文書」

公文書館法の「歴史資料として重要な公文書」とは、（東洋大学教授・弁護士 早川和宏氏による）  
1. 重要な公文書（重要な公文書を残すと歴史資料になる）と2. 歴史資料だから重要な公文書  
「重要な公文書」⇒公益性、意思決定、影響度、「市民」の関心度など（沖縄県公文書館、札幌市公文書館など参考に⇒「川上」の原課よりも「比較・衡量」「全体を俯瞰」できる「川下」の文書館

文書館で評価選別を考える時の手順

#### ●第一に 香川県公文書管理条例の第2条第3項

3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。

- (1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書

すべての項目に「重要な情報が記録された」とある。いわば、「重要な公文書」である。

●第二に 条例下の行政文書管理規程の別表（レコードスケジュール）で「行政文書として重要な公文書」でなく、「歴史資料として（特に）重要な公文書」、つまり、上記の「重要な公文書」であることを、別表の、どの項目から読み取れるのか。別表が評価・選別の基準になっている。原課の判断基準と同じ。

レコード・スケジュール 香川県行政文書管理規程の別表の例

- (1) 30年保存文書で国際交流に関する「行政文書で歴史資料として特に重要なもの」は「移管」
- (2) 30年保存文書で「行政文書で特に重要なもの」((1)に掲げるものを除く。)は「廃棄」
- (3) 10年保存文書で「行政文書で重要なもの」((1)及び(2)に掲げるものを除く。)は「廃棄」
- (4) 5年保存文書で「行政文書」((1)から(3)までに掲げるもの及び軽易なものを除く。)は「廃棄」

●第三に 「重要な公文書」の「重要な」とは何か。評価・選別の指標として挙げられることとして、沖縄県公文書館の例のような「公益性」「意思決定」などのキーワード。⇒次の項目で考える。

評価・選別の指標として挙げられることとして、

①大規模 ②広域 ③本体（部分・付属でない） ④公益性 ⑤影響度 ⑥意思決定（例 知事の決裁） ⑦関心度（県民の関心度） ⑧公共性 ⑨継続性（連続性） ⑩経過・推移・過程・やりとり・関わり ⑪目的（事業の目的・起案理由） ⑫新規性 ⑬オリジナル・特色のあるものなど

②「歴史資料だから重要な公文書」

給食のメニュー表

③「すべて残す基準」と「すべて棄てる基準」

沖縄県公文書館…「シリーズ別選別」この業務に関するものはすべて残しましょう。

香川県立文書館…瀬戸大橋関連文書はすべて残す。重要な政策の文書は部課横断的に

④評価・選別の基準 大きな魚と小さな魚を獲る網と漁船の積載量の例え  
(遠洋マグロ大型漁船と内海小型漁船の例え)

○国・都道府県よりも市町等基礎自治体は文書量も少なく「きめ細やかさ」發揮

○1年保存文書でも評価・選別対象。保存年限のない文書の年限化・保存年限満了後の評価・選別

○給食のメニュー表、運動会のプログラム、公文書に添付の学校周辺工事後の後景写真、地域のイベントの報告書やその添付写真、職員の書き込みのあるパンフレット等行政刊行物

➡職員が作成・取得したもの 職務上使用したものが対象

⑤基準さえあればできる？

原課：「実務に必要な公文書」（現用性）の高低で判断。「歴史資料だから重要な公文書」（歴史資料性）の判断は難しい。文書の作成段階(現用段階)で歴史資料性を求めるのは？「重要な公文書」ならば分かる。➡将来を見据えた上での重要性から判断

丸亀市：丸亀市公文書管理規程第2条（9）

歴史的公文書 公文書のうち、歴史的文化的価値がある（将来価値が生ずるものを含む。）と認められ、永年保存されるもの

⑥現用性を帯びている。保存期間満了後も実務に必要。業務利用に必要なならば「延長」措置を。現用書庫で管理すべき。

⑦事例～保存期間満了時に「あなたならどうする？」⇒「まさかの時に備えて」「あってよかった」「無駄金を使わずに済んだ」「証拠的価値」 現用性の点から 例) 沖縄県 トンネル工事の際のボーリング費用（コスト）削減の事例 1億円近くかかる費用が文書が残っていたためにコピー代だけで済んだ

⑧評価・選別して残ったものが「保存」される。→将来の「利活用」にも結び付く必要。

⑨将来「重要性」「歴史資料性」のあるものに変化する可能性も。評価・選別の難しさ。「石が玉になる」と「石を玉にする（ために研磨する）」こと。資料分析、調査・研究、歴史的価値の付与「息吹を吹き込む」 専門職員の役割（行政的素養と歴史的素養を兼備）

とにかく「とっておく(残しておく)」、しかるべき所(公文書館等)に「とっておく」、将来「再選別する」ことも。「迷った時は保存」。複数で見てその内一人でも廃棄への「ためらい」がある場合は保存

事例：「あなたならどうする？」国立公園内施設整備事業（県の事例） 高圧ガス製造施設軽微変更届（県の事例） 固定資産税家屋調査表（〇〇地区）（基礎自治体事例）

ポイント 「重要性」「現用性」「歴史資料性」で評価選別し、組織アーカイブズとして保存

## V 「遠い過去」の公文書を将来に遺すための旧村役場文書と学校歴史公文書の調査・研究

「学校アーカイブズに関する調査」執筆。3月末に全史料協調査・研究委員会HP公開。

⑦公文書としての学校アーカイブズ⇒公文書のライフサイクルによる移管 ①簿冊の「法定文書」「起案・決裁文書」「会議録」など重要な公文書以外にも、多種多様な「生活・活動記録」 ⑦急速な学校統廃合への対応⇒「散逸する恐れ」⇒収集

①生徒指導要録 学校日誌 職員会議録 教育委員会などとの収發文書 ②学校統廃合 学科再編 学校改革 学区再編 ③建物取り壊しと新築・改築 校地拡張 ④学校だより、学校新聞、運動会プログラム、給食のメニュー表 ⑤写真 ⑥学校要覧、学校沿革史、学校周年記念誌 ⑦特色のあるもの 実業高校のオリジナル ⑧門札、バッジ、公印

①県立学校統廃合3校 大川東高校（農業科）、多度津水産高校（海洋科）、善通寺西高校（デザイン科・家庭科） 平成18年度大川東、平成20年度他2校より収集

②拙稿「香川県立文書館と学校アーカイブズーよりよい保存と利活用のためにー」『香川県立文書館紀要』第20号（平成27年度・28年3月刊行）

- ③学校アーカイブズの企画展示（平成 28 年度）
  - ④教育委員会主催教頭研修会での記録管理とアーカイブズの講話（平成 28 年度）
  - ⑤県立学校統廃合 4 校、土庄高校と小豆島高校 観音寺中央高校と三豊工業高校より収集（平成 28 年度） 旧制中学校などの古い公文書もあった。学校アーカイブズの企画展示 2（平成 30 年度）
  - ⑥小豆島町福田出張所と坂手出張所、高松市男木出張所と女木出張所などの調査（平成 30 年度）
- 拙稿「出張所アーカイブズの調査・研究と保存・利活用：震災・移動・耕地整理組合関連の組織間収発と経緯がわかる公文書」香川県立文書館紀要 22 号（平成 30 年度・31 年 3 月刊行）
- ⑦県立丸亀高等学校記念館／丸亀市内 17 の小学校調査（令和元年度）

参考 独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱（平成二十三年四月一日館長決定）  
（受入基準）

第二条 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、法人等又は個人から寄贈又は寄託する旨の申出があった文書について、以下の基準のいずれかに該当すると認めるものを歴史公文書等として受け入れるものとする。

- 一 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- 二 館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- 三 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの

参考 香川県立文書館古文書取扱要領 古文書収集基準（収集の対象）

第 1 条 **古文書**は、公文書、行政資料以外の文書のうち、**有史から現在までの香川県内の地域に関係**し、その時代の様子を表すもので、次に掲げるものを**選別し収集**するものとする。1 政治及び社会の仕組みや制度に関するもの 2 生活動向、教育の状況、文化活動に関するもの 3 産業活動や経済活動に関するもの 4 歴史上重要な事件、行事、災害及び社会情勢に関するもの 5 その他歴史的価値を有すると認められるもの及び将来有するに至ると認められるもの

**ポイント** 組織の統廃合などは収集アーカイブズで。基礎自治体のものは基礎自治体公文書館で。

## VI 保存から公開へ

特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い

第 13 条 知事は、前条第 4 項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

⇒文書館での利用は、行政サービスから請求権になった。行政文書（現用文書）は情報公開条例による原課への請求。文書館での特定歴史公文書等にも請求権。⇒「時の経過」と「香川県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」

例) いつまでも現用文書であると情報公開条例の対象になって「時の経過」が考慮されない。

100年前の丸亀ドイツ兵俘虜の公文書が歴史公文書でなく現用文書（永年保存文書）であったなら個人情報には黒塗り。

## ポイント 歴史公文書にして「時の経過」で公開

### まとめ

①地域資料だけでなく公文書の保存・利活用。双方があって**豊饒なアーカイブズ**になる。

⇒「分業と協業」 **地域での役割（業務）分担と協力体制構築** C-MLA-S

②**記録管理からアーカイブズへ**。「川上」から「川下」へ。「記録管理なくしてアーカイブズなし」

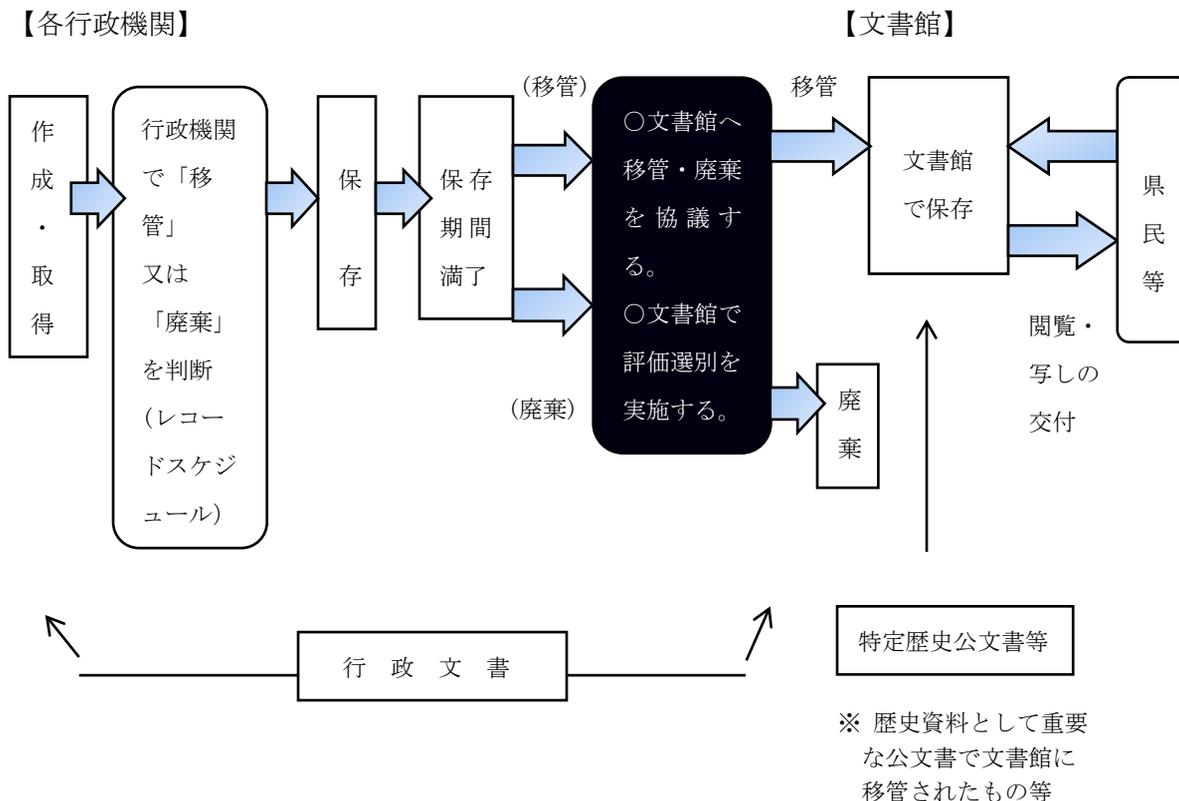
現用文書から非現用文書（歴史資料として重要な公文書）への移管（引継ぎ）他の公文書のライフサイクルなどを定めた例規の必要性・整備（公文書管理条例）と「受け皿」としての組織体制整備（公文書館設置条例による公文書館）。「川下」（公文書館）から「川上」（教職員）への働きかけ。

⇒**法・制度・組織の安定性と実行性・実現性** RMA

② 「過去」の文書を利活用だけでなく「今」の**文書・記録を将来世代のために**。「架け橋」

⇒「将来へ向けての保存」への物理的措置等様々な手段・方法で**保存策を（特に統廃合）**。整理、目録作成、デジタル化（要：原本保存）

## 資料1 条例に基づく公文書管理の流れ



## 資料2 香川県行政文書管理規程の別表の一部

行政文書の区分	行政文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
1 条例、規則又は訓令に関する行政文書	(1) 条例又は規則の制定又は改廃に関する行政文書	30年	移管
	(2) 訓令の制定又は改廃に関する行政文書で歴史資料として特に重要なもの	30年	移管
	(3) 条例、規則又は訓令の解釈、運用方針等に関する行政文書で歴史資料として特に重要なもの	30年	移管
	(4) 条例、規則又は訓令の解釈、運用方針等に関する行政文書（(3)に掲げるものを除く。）	10年	廃棄

	(5) 条例、規則又は訓令に関する行政文書で特に重要なもの（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）	30年	廃棄
	(6) 条例、規則又は訓令に関する行政文書で重要なもの（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）	10年	廃棄
	(7) 条例、規則又は訓令に関する行政文書（(1)から(6)までに掲げるもの及び軽易なものを除く。）	5年	廃棄
29 国際交流に関する行政文書	(1) 国際交流に関する行政文書で歴史資料として特に重要なもの	30年	移管
	(2) 国際交流に関する行政文書で特に重要なもの（(1)に掲げるものを除く。）	30年	廃棄
	(3) 国際交流に関する行政文書で重要なもの（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）	10年	廃棄
	(4) 国際交流に関する行政文書（(1)から(3)までに掲げるもの及び軽易なものを除く。）	5年	廃棄
30 知事が決裁した行政文書	(1) 知事が決裁した行政文書	30年、10年又は5年のいずれかであって、文書管理者が適当と認める期間	移管
31 県民の生活に関する行政文書	(1) 1から30までに掲げるもののほか、県民の生活に関する重要な情報が記録された行政文書	30年、10年又は5年のいずれかであって、文書管理者が適当と認める期間	移管

32 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する行政文書	(1) 1から31までに掲げるもののほか、県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された行政文書	30年、10年又は5年のいずれかであって、文書管理者が適当と認める期間	移管
33 県民の権利及び義務に関する行政文書	(1) 1から32までに掲げるもののほか、県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された行政文書	30年、10年又は5年のいずれかであって、文書管理者が適当と認める期間	移管
34 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する行政文書	(1) 1から33までに掲げるもののほか、県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された行政文書	30年、10年又は5年のいずれかであって、文書管理者が適当と認める期間	移管
35 県の歴史、文化、学術、事件等に関する行政文書	(1) 1から34までに掲げるもののほか、県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された行政文書	30年、10年又は5年のいずれかであって、文書管理者が適当と認める期間	移管
37 その他の行政文書	(1) 1から35までに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された行政文書	30年、10年又は5年のいずれかであって、文書管理者が適当と認める期間	移管
	(2) その他特に長期の保存を必要とする行政文書	30年	廃棄
	(3) その他長期の保存を必要とする行政文書	10年	廃棄
	(4) その他中期の保存を必要とする行政文書	5年	廃棄

資料3 香川県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

平成27年2月18日

(別紙) 30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の 例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は職務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

## 報告 1

### 高知県の公立小中学校における文書管理の現状

目良 裕昭（高知県の学校資料を考える会 代表）

あらためまして目良裕昭と申します。よろしくお願いします。私は高知県の小中学校事務職員に採用されて今年で26年目となります。学校事務職員として学校の文書管理の最前線にいます、というと格好良いですけども、日々、学校では膨大な量の文書が作成され、また届きますので、その收受処理に追われています。これから報告する事例でも言いますが、私も教育行政の視点で目の前の文書をそれほど何も考えずに処理をしていました。しかし、この春に刊行された『学校資料の未来』（岩田書院）、「地域資料としての保存と活用」という副題が付けられていますが、この本に出合っ、学校文書には資料として大きな可能性があるということに気付かされました。学校現場に居る者として微力ながら何かできないかと考え、この会（高知県の学校資料を考える会）を立ち上げました。今日、（香川県立文書館の）嶋田さんに来ていただき、多くの参加者とともに（学校資料について）一緒に考えていけたらいいなと思っています。



報告を行う目良裕昭氏

#### 1. はじめに

##### ●高知新聞「学校資料どう残す」の記事から

高知新聞「学校資料、どう残す」12月2日の記事で、土佐清水市立清水小学校の事例が紹介されました。収蔵庫に収められていた明治末期からの学校日誌が校舎改築にともない廃棄されるという事例で、校長からの相談に、土佐清水市教育委員会の担当から「廃棄を」と促されて廃棄してしまったというものです。記事を読まれて「なんてことを」と思われた方もいらっしゃるでしょうが、教育行政としては間違っていない判断だった、ということをお話しておきます。法令では「学校日誌」を保管しなければならない期間は5年間とされているからです。

12月4日の記事では高知市立旭小学校の事例が紹介されていました。資料室に保管されていた明治30年以來の学校日誌が浸水被害に遭いながらも現存している。校長が学校日誌の記述を抜粋してPTA広報誌に掲載し、次の校長がこれを引き継いで冊子にまとめており、台風の浸水被害に遭った学校日誌を「そのままにしてはいけない」と高知市民図書館に寄贈して保存を依頼したというものでした。このように、校長が古い学校日誌の内容に興味をもち、資料紹介して冊子化し、汚損したあとも保存のために奔走するという例は、（私は）現場に二十数年居ますけれども、かなり珍しい事例といえます。保存年限を過ぎていけば通常は廃棄されますので、校長が貴重な資料と認識していたから汚損しても残ったという面はありますが、奇跡的な

事例です。

どちらかといえば、清水小学校の事例が、高知県内どこの学校でも今の文書管理の現状から言えば起こりうる状況にあります。これについて、高知県の公立小中学校における文書管理の現状を報告し、学校文書の保存と活用をはかっていくためにはどのような点が課題になるのか、ということをお話しできればと思います。

## 2. 法令からみた学校の文書管理

### ●学校教育法施行規則第 28 条に定められる「学校に備えなければならない表簿」

(学校の文書管理の) 大本には学校教育法施行規則(以下、施行規則)があります。これは「学校教育に関する行政事務について、文部科学大臣が学校教育法・同施行令を実施するため、またその特別の委任に基づいて定める省令」とあり、学校教育法を実施するための細かな決まりを定めた規則です。

施行規則第 28 条第 1 項に「学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする」と規定されています。(七つの事項が挙げられ) 例えば、2 号には学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録、学校日誌とあります。3 号には職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任の教科など職員にかかること。4 号には指導要録、健康診断に関する表簿など児童生徒にかかること。こういったものを学校には備えてくださいということが定められています。第 2 項には「前項の表簿は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない」「ただし、指導要録及びその写しのうち学籍に関する記録については、二十年間とする」とあって、学校日誌は施行規則の保存年限では 5 年間保存すれば良いということになります。まず、これを押さえておいていただけたらと思います。

施行規則第 28 条に規定される表簿のほかに、それぞれの教育委員会、ここでは小中学校を設置管理する市町村教育委員会として「学校に備えなければならない表簿」を規則で定めています。それが、市町村によって若干呼び方は違いますが、一般に学校管理運営規則(以下、管理規則)と呼ばれる規則です。管理規則は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条の規定に基づき、学校等の管理運営の基本的事項について教育委員会が定める規則」で、昭和 30 年代、教育委員会ごとに公布・施行されています。学校の教育活動、教職員の組織・服務、施設・設備等に関して規定され、時代に合わせて項目の改廃を経ながら施行されています。管理規則に規定された「学校に備えなければならない表簿」は市町村によって違いがありますので、2 章でそれを見ていきます。

## 3. 高知県内の市町村教育委員会が定める「学校に備えなければならない表簿」と「学校文書管理規程」「学校文書取扱要領」

### ●高知県内市町村の「学校に備えなければならない表簿」から見える学校の文書管理

高知県内の市町村の管理規則等において、「学校に備えなければならない表簿」とされている表簿を第 1 表にまとめてあります。この表から学校の文書管理の現状を見ていきますけれども、注 1 に書いてあるように完全な内容ではありません。すべてを調べることはできなかったの、

概要を掴むために、web 上で市町村名とともに「例規集」「学校管理運営規則」等々を入力して検索し、検出された規則・規程等に記載された表簿等をまとめたものです。前提として、検出されなかった市町村については規程等があっても掲載していません。

第1表から、学校の文書管理において永年・永久保存とされている表簿は、学校沿革史（誌）と卒業証書授与台帳です。これは確認できたすべての市町村で永年保存となっていて、県外でも永年保存でない市町村はほとんど無いのではないかと思います。学校沿革史は、年度ごとに学校の経営、組織体制、行事、施設・設備の更新等の概要をまとめた編纂文書です。卒業証書授与台帳は、卒業証書を授与した児童生徒の卒業生番号や氏名等の情報を記載した台帳です。その他の表簿は、施設台帳類を除いて、保存年限はほとんどが概ね3～5年とされています。

管理規則で定められた「学校に備えなければならない表簿」は、昭和30年代に規定されて以降、そのまま改正されていない市町村も多いです。ただ、学校で作成、収受され、管理が必要な文書は、時代により変化し増加しています。しかし、増加する文書をどのように管理するかは、長く学校現場の運用に任されていた実態があります。

平成10年代の半ば頃からは、高知県内の動きですけれども、教育委員会として学校で取り扱う文書の管理方法をまとめた規程や要領を別に定める市町村が出てきます。第2表にweb上で確認できた県内の市町村についてまとめています。これらの市町村では、同じ市町村内でも学校により取り扱いや管理方法が違っていた実態を改めて、公文書として文書事務処理の適正化をはかろうということで規程や要領を定めた訳です。

#### ●土佐清水市立小学校及び中学校文書管理規程の施行と文書事務処理

（レジュメに）web上にあった土佐清水市の学校文書管理規程を抜粋して転載しています。土佐清水市教育委員会は平成21年4月1日、小中学校に文書管理規程を施行しています。高知県内では早い時期の施行で、教育委員会が適正な学校文書管理を行う姿勢が見えます。文書管理が杜撰だったから、あのような事態（学校日誌の廃棄）が起こったわけではありません。むしろ、先進的・積極的に文書管理に取り組んでいこうとされています。土佐清水市立小中学校の文書管理規程では、学校日誌の保存年限は5年と定められています。文書は、第11条に文書分類表に定める期間保存し、第13条に保存期間を経過した文書は速やかに廃棄する、と規定されています。保存期間を過ぎた学校日誌を廃棄せず置いておくことは、文書管理規程の定めからすれば不適な取り扱いになる訳です。すなわち、清水小学校では規程にもとづく文書事務処理が「適正」に執行された結果、明治末期からの学校日誌という貴重な歴史資料が失われたということが言えます。

#### 4. 高知県の公立小中学校における文書管理の現状から浮かび上がる課題

##### ●現在施行されている小中学校の文書管理規程や取扱要領の課題

土佐清水市の事例を挙げさせていただきましたけれども、高知県の小中学校における文書管理の現状から課題を見ていきます。現在施行されている小中学校の文書管理規程や取扱要領は、高知県内に限った話ではありませんが、現用文書（現在運用している文書）の適正な管理・取

り扱いに主眼が置かれています。保存年限を過ぎた文書は基本的に廃棄の対象ですので、逆に言うといつまでも置いておいてはいけないということになります。

学校の運営や行事、児童生徒の活動に関する文書（学校日誌や学校だより、行事計画など）、学校と保護者・地域との連携・関係文書（PTA、コミュニティ・スクール関係書類など）は、学校や地域のことを記録した重要な資料になりえますが、現状では長期保存の対象ではありません。3～5年で廃棄の対象になる文書です。

#### ●残そうと思っても残せない学校の環境

それでは、規程を見直せば良いのかということそれだけでは無く、残そうと思っても残せない学校の環境があります。三つ挙げさせてもらっていますが、一つ目は、児童生徒の活動や行事が記録された文書を長期に保管することは、個人情報保護の観点から懸念があって、配慮や対策が必要になります。二つ目は、来年度から（高知県では）統合型校務支援システムが本格的に導入されます。これは学籍、出欠、成績、学校日誌などが電子化され、データでの管理が可能になるというシステムですけれども、利便性が向上する反面、導入にともなって整備されるであろう管理規程等の内容によっては、保存期間を経過したデータをただちに消去しなければならない、むしろ自動的に消去される可能性もあり、懸念されます。三つ目は、毎年度、大量に作成され収受される文書の保管場所の問題があります。限られた学校のスペースで適正に管理できる保管場所を確保することは難しいです。残す文書の選別など、管理保管方法の検討が必要になってきます。

## 5. おわりに

### ●学校と地域の歴史を語り、振り返ることのできる資料を残していく仕組みづくり

学校では設立周年記念誌や閉校記念誌を編纂しようというときがあります。そのときに「学校には古い資料が残っていない」というのはよく聞く話です。地域の方に「古い学校だよりが残っていませんか」「写真はありますか」と呼び掛けることはありますが、学校としてそういった資料が残せる仕組みづくりができたらいいな、と思います。最初に紹介された旭小学校のような事例はなかなか有りませんので、学校長の英断ではなく、自治体、教育委員会、学校組織として、その学校と地域の歴史を語り、振り返ることのできる資料を残していく仕組みが必要です。

それには、①学校文書管理規程や取扱要領の見直し、②どのような文書を長期に保存していくのか選別、③保管場所や管理方法の検討、といったことが必要と考えますけれども、これらの点については後半のシンポジウムで意見交換ができればと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 高知県の公立小中学校における文書管理の現状

### はじめに

○高知新聞「学校資料どう残す」の記事から

- ・土佐清水市 清水小学校の事例

収蔵庫に収められていた明治末期からの学校日誌が校舎改築にともない廃棄される

校長からの相談に、土佐清水市教育委員会は「廃棄を」促す

⇒教育行政としては間違っていない判断 法令では「学校日誌」を保存しなければならない期限は5年間

- ・高知市 旭小学校の事例

資料室に保管されていた明治30年以來の学校日誌が浸水災害に遭いながらも現存

校長が学校日誌の記述を抜粋しPTA広報誌に掲載、それを冊子にまとめる

台風の浸水被害に遭った学校日誌を高知市民図書館へ寄贈し保存を依頼

⇒校長が古い学校日誌の内容に興味を持ち、資料紹介して冊子化し、汚損したあとも保存のために奔走

かなり珍しい事例 保存年限を過ぎていれば通常は廃棄

校長が貴重な資料と認識していたから汚損しても残った

- ・清水小学校の事例は、高知県内どこの学校でも起こりうる

⇒高知県の公立小中学校における文書管理の現状を法令の視点から報告する

### 1. 法令からみた学校の文書管理

○学校教育法施行規則第28条に定められる「学校に備えなければならない表簿」(下線は報告者)

学校教育法施行規則

第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

第2項 前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

- ・学校教育法施行規則

学校教育に関する行政事務について、文部科学大臣が学校教育法・同施行令を実施するため、またはその特別の委任に基づいて定める省令

○学校の管理運営に関して教育委員会が定める規則（以下、学校管理運営規則）に定められる「学校に備えなければならない表簿」

- ・学校管理運営規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、学校等の管理運営の基本的事項について教育委員会が定める規則

- ・昭和 30 年代、教育委員会ごとに公布・施行

学校の教育活動、教職員の組織・服務、施設・設備等に関して規定され、時代に合わせて項目の改廃を受けつつ施行されている

- ・学校教育法施行規則第 28 条に規定される表簿のほかに、教育委員会として学校に備えなければならない表簿を定めている

## 2. 高知県内の市町村教育委員会が定める「学校に備えなければならない表簿」と「学校文書管理規程」「学校文書取扱要領」

○高知県内市町村の学校管理運営規則等において「学校に備えなければならない表簿」とされている表簿（第一表）から見える学校の文書管理

- ・永年保存とされている表簿

学校沿革史（誌）…年度ごとに学校の経営、組織体制、行事、施設・設備の更新等の概要をまとめた編纂文書

卒業証書授与台帳…卒業証書を授与した児童生徒の卒業生番号・氏名・性別・保護者氏名・進路等を記載した台帳

- ・その他の表簿（学校要覧、転退学者名簿、職員服務関係書類、公文書綴等）の保存年限はおおむね 3～5 年

○学校管理運営規則で定められた「学校に備えなければならない表簿」は、昭和 30 年代に規定されて以降、そのまま改正されていない市町村も多い

- ・学校で作成、收受され、管理が必要な文書は、時代により変化し増加している

⇒増加する文書をどのように管理するかは学校現場の運用に任されていた実態

- ・平成 10 年代半ば頃から、教育委員会として学校で取り扱う文書の管理方法をまとめた規程や要領を定める市町村が出てくる（第二表）

⇒同じ市町村内でも学校により取り扱いや管理方法が異なっていた実態を改め、公文書として文書事務処理を適正化する動き

(下線は報告者)

土佐清水市立小学校及び中学校文書管理規程 抜粋

(目的)

第1条 この規程は、土佐清水市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における文書の取扱いについて、文書事務処理の適正を期し、事務効率の向上をはかるとともに、円滑な学校運営に寄与することを目的とする。

(文書の整理・保管)

第10条 文書担当者は、処理の終わった文書を別表第1に定める文書分類表により常に整理し、紛失・損傷を防止するとともに、重要なものについては校長の判断により耐火書庫に保管しなければならない。

(文書の保存)

第11条 文書主任は、完結した文書を所定の場所に保存するものとする。

2 文書は、文書分類表に定める期間保存する。

(文書の廃棄)

第13条 文書主任は、保存期間を経過した文書について、校長の許可(第2号様式)を得て、速やかに廃棄するものとする。

- ・土佐清水市教育委員会は、平成21年4月1日に小中学校の文書管理規程を施行  
⇒高知県内では早い時期の施行 教育委員会が適正な学校文書管理を行う姿勢
- ・土佐清水市立小中学校の文書管理規程では、学校日誌の保存年限は5年  
⇒文書は、文書分類表に定める期間保存(第11条)し、保存期間を経過した文書は速やかに廃棄する(第13条)ことが規定される  
⇒保存期間を過ぎた学校日誌を廃棄せず置いておくことは、文書管理規程の定めからすれば不適な取り扱いになる

別表第1 文書分類表

大分類	中分類	No.	保存	小分類	詳細	
1 総務	一般	1	1	受・発		
	学校沿革史	2	永久			
	学校日誌	3	5	学校日誌・保健日誌・プール日誌・その他		
	卒業証書授与台帳	4	永久	卒業証書授与台帳		
	学校経営	5	5	5	学校要覧	
			5	5	学事報告	
			5	5	教育計画	教科経営案含
			5	5	研究集録	
			5	5	事務引継書	
		5	5	安全管理	危機管理・いじめ・体罰・問題行動等関係文書	
	5	5	学校経営計画			

- ・清水小学校では規程にもとづく文書事務処理が「適正」に執行された結果、明治末期からの学校日誌という貴重な歴史資料が失われた

### 3. 高知県の公立小中学校における文書管理の現状から浮かび上がる課題

#### ○現在施行されている小中学校の文書管理規程や取扱要領

- ・現用文書の適正な管理・取り扱いに主眼が置かれている
  - ⇒保存年限を過ぎた文書は基本的に廃棄の対象
- ・学校の運営や行事、児童生徒の活動に関する文書（学校日誌、学校だより、運動会や音楽会等の行事計画など）、学校と保護者・地域との連携・関係文書（PTA、コミュニティ・スクール関係書類など）
  - ⇒学校や地域のことを記録した社会資料・歴史資料となりうる
  - ⇒現状では、長期保存の対象ではなく3～5年で廃棄の対象となる文書

#### ○残そうと思っても残せない学校の環境

- ・児童生徒の活動や行事が記録された文書を長期に保管すること
  - ⇒個人情報保護の観点から懸念
- ・統合型校務支援システムの導入による情報管理
  - ⇒学籍、出欠、成績、学校日誌などが電子化され、データでの管理に
  - ⇒導入にともない整備される管理規程等の内容によっては、保存期間を経過したデータはただちに消去しなければならなくなる可能性も
- ・毎年度、大量に作成され収受される文書の保管場所
  - ⇒限られた学校のスペースにおいて、適正に管理できる保管場所を確保することは難しい

#### おわりに

学校設立周年記念誌や閉校記念誌、自治体史などの編纂に際して

「編纂に取りかかったが、学校には古い資料が残っていない・・・」

校長の英断ではなく、自治体、教育委員会、学校組織として、その学校と地域の歴史を語り、振り返ることのできる資料を残していく仕組みづくりが必要

- ・学校文書管理規程や取扱要領の見直し
- ・長期保存文書の選別
- ・保管場所や管理方法の検討                      など

2019年12月7日高知県の学校資料を考えるシンポジウム(目良)

第一表 高知県内市町村の小中学校管理運営規則等において「学校」に備えなければならない表簿」にされている表簿一覧										第二表 高知県内市町村の小中学校文書管理規程、取扱要領施行状況一覧									
1高知市	学校沿革史(誌)	卒業証書授与台帳	学校要覧	学校日誌	当直日誌	学級編成表	児童生徒の出席年計表	就学出席簿	転退学者名簿	職(旅行関係簿等)	公文書綴	施設台帳	備品台帳	その他(括弧内の数字は)	学校文書管理規程	学校文書取扱要領	規程、要領名(施行年月日)		
2室戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
3安芸市	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
4南国市	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
5土佐市	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
6須崎市	永	○	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
7宿毛市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
8土佐清水市	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
9四万十市	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
10香南市	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
11香美市	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
12東洋町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
13奈半利町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
14田野町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
15安田町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
16北川村	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
17馬路村	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
18芸西村	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
19本山町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
20大豊町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
21土佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
22大川村	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
23いの町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
24仁淀川町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
25中土佐町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
26佐川町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
27越知町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
28橋原町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
29日高村	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
30津野町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
31四万十町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
32大月町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
33三原村	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
34黒潮町	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永	永						
1)本表は、web上で市町村名ととも「例規集」で学校管理規程「学校文書取扱要領」と入力して検索し、検出され「規程」に記載された表簿等をまとめたものであり、検出されなかった市町村については掲載なしとします。															1)本表は、web上で検出された学校文書管理規程並びに学校文書取扱要領をまとめたものである。				
2)枠内の数字は保存年数、永は永久保存、常は常用(最新の内容に更新)、○はweb上の規則、規程等に保存年数の記載が無いもの。																			
3)その他は、①学校管理運営規則に「学校」に備えなければならない表簿として挙げられるが他市町村ではあまり見られないもの、②学校管理運営規則に定められず、学校文書管理規程並びに学校文書取扱要領で永久保存とされているものを挙げた。																			

## 報告 2

### 追手前高校の学校資料と学校博物館の取り組み

影山 千夏 (NPO 法人地域文化計画 理事)

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました NPO 法人地域文化計画の理事を務めております影山と申します。一昨年まで高知県立美術館に学芸員として勤めておりました。今日は学校の資料を考えると、先程まで文書についての話が多かったかと思えますけれども、私はどちらかというところ「モノ資料」に関する活動の報告になります。

まず、簡単な資料ですけれども、「追手前高校の学校資料と学校博物館の取り組み」と題した資料をお配りしております。追手前高校は、みなさん高知の方だと思いますので、ご存知かと思えますけれども、オーテピアからも見られる追手筋のところに時計台を仰いだこの学校です (写真 1)。

この学校は、昨年 (2018 年)、創立 140 周年という節目の年を迎えております。この学校博物館の取り組みと申しますのは、その 140 周年の記念事業の一環として行ったものです。資料の最初のところに「ようこそ 創立 140 周年の歴史空間へ」ということで、これは資料展示の入口のところに「ごあいさつ」として掲げている、同校の先生が書かれた文章です。



報告する影山千夏氏



写真 1

#### 1. 高知県立高知追手前高等学校の沿革

まず追手前高校の沿革を少しご紹介しておこうと思います。昨年が創立 140 周年ということですが、現在の追手前高校の前身であります変則中学時代 (明治 7 年 1 月～11 年 11 月) は入っておりません。高知中学時代の明治 11 年、1878 年 11 月 19 日をもって創立記念日とする、とされております。ですので、さらに遡ってこの学校の前身というところを含めるともう少し古くなっていくわけですが、この追手前高校は資料にありますように変則中学時代・高知中学時代の明治 11 年から明治 19 年、尋常中学校時代の明治 19 年から 32 年、高知県中学校・第一中学校時代、高知城東中学校時代、戦後の高知新制高等学校時代、そして現在の高知追手前高等学校と続いていきます。現在の追手前高校に残されている資料には、おそらくこのすべての時代のものが含まれており、歴史的に素晴らしい資料群だと思います。このあと、追手前高校の資料の内容、管理についてご紹介したいと思います。

## 2. 高知追手前高校の学校資料 内容とその管理

この学校の資料は「校友会」が管理しています。追手前高校の1階入ったところに「校友会室」という部屋がありまして、そちらで文書類（公文書）が保管されています。看板・表札が掲げられています。この部屋はそれほど大きなスペースではないんですけれども、文書類が管理されていて、これは見づらいかもしれませんが、「明治15年諸規則」の文字が見られます。こういう感じで、棚一面にズラリと時代を下ってきて管理されています（写真2）。明治12年の「小試験表」（写真3）などもこの部屋の中で管理されています。明治、それから大正、これは昭和になります。見比べていただくと、だんだん紙が劣悪になっていくのがわかります。このあたりは太平洋戦争中の資料です。

「宿直日誌」、1つ抜き出しました「昭和20年の宿直日誌」です。その中の8月15日のページを開いてみたら、その時の様子なども書かれている（写真4）。こういったものが残されています。ここには、卒業アルバムとか記録写真のアルバムも入ってまして、昭和10年代くらいから現在の卒業生のアルバムまでが、時系列に管理されているというところです。ここまでが校友会室に管理されています。



写真2

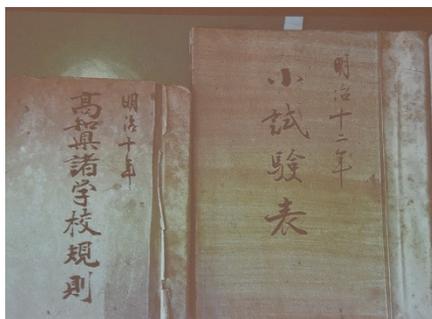


写真3



写真4

この学校は恵まれておりまして、「校史資料室」という部屋も別の場所にあります。いつ新しく建てられたのか記憶が定かではないんですが、追手前高校の体育館が新しく「レオスクエア」というかたちで改修されて、食堂が入っていたり体育館が入っていたりというスペースがあるんですけども、その1階入ったところに「校史資料室」という部屋があります。そこに、これまで保管されていた資料類、主にモノと書籍がここに収められています。元々ここにあったものではなく、旧講堂の地下などに管理されていたものが、耐震工事の関係など、いろんなタイミングでこちらの資料室に移されたということです。戦前は一棟、一中校友会室・校史資料館という建物がありそこに納められていたそうです。「校史資料室」は、あまり一般の方が入る場所ではないですが、追手前高校生は必ず一度はここを見学するようになっているそうです。校史資料室の中の様子ですが、可動式の書架、あと右側の方には少し展示スペースが見られます（写真5）。収納棚には様々なものが入っています。



写真5

この資料類ですけど、中性紙で保管されています。旧山内家宝物資料館の方が一度、資料整理に入られているということで、全てではないんですけども整理された古書のデータベースが作成されています。かなり傷んだ状態ですけども、様々な教則本とか、そういったものがあり、この本は米国から寄贈されたものと書かれていました。廃棄という印鑑が押されていますが、廃棄されずにそのまま残っています（写真6）。



写真6

それから、洋書類ですね。ここの学校の資料は、山内家土佐藩の資料も一部入っていると聞いています。こちらの資料は県内の博物館ですとか、そういったところでの展示会のときに貸し出されたりということもあります。そういう展示する機会があったときに、キャプション類を返却のときにいただいて、その本を収納しているところに貼っているというかたちです。追手前高校には、専門というか学芸員といった方はいないので、いろんな研究者などの調査が入ったときに記録を蓄積しています。



写真7

あとは、本当にいろんなモノを残してしまして、看板類、先程もちょっと話になった「モノ資料」の看板ですけど、学校が変わって行って看板の名前も変わっていくとか、そういう際にも全て残していつている。これは、たぶん講堂を壊したときに、取手類とかをいくつか残して、こうやって保管されています。校友会事務局の看板ですとか、これらは全部キャプションがつけられていて、あるときに調査されて、わかる範囲で教材の名前がつけられています。おそらく、明治時代の物ですね。剥製なども同じ空間にあります。この右側の方の写真、こちらで剥製が展示されているのがわかりますね。こういう使い方をしていたことがわかるような写真の保管もされています。

旧講堂で使われていた物で、（講堂の）取り壊しのときにいくつか集めて保管されています。あと、これは講堂の杭とか、講堂を解体したときに出てきた、埋もれていた貝殻とか、そういった物も、本当に様々な物を「残さんといかん」という、そのときの先生方などが残していつている物が、いまずっと伝わってきているところです。

こういった写真などもずらりと壁に掛けられています（写真7）。かなり古い写真で、「<sup>ふうざんけん</sup>風山軒」という写真館の名前もありますけども、おそらく高知で初めて写真業を始めた写真家の方が撮られた物も残されています。あと、「中浜万次郎漂流記」ですとか、蘭日辞書の「ドーフ・ハルマ」といった貴重な物も追手前高校にありました。これらも（研究者が）調査に入った際の調査記録が展示されています。「ドーフ・ハルマ」などは貴重すぎて、学校では持ちきれないということで、別の施設に寄託となっています。こういった物が、ここには保管されています。

### 3. 資料の公開—学校博物館の取り組み

これらの学校の資料の一部を、この140周年記念として、校舎の正面玄関に入って2階に上

がっていく階段フロアに、展示しています。元々、校友会の担当の先生が、校友会室に掲げていた明治の前身の学校時代、いまの校章の前の校章、「六稜星」と呼んでおりますけれども、明治時代に作られた、国内でおそらく残っている最古の校旗といわれている、その校旗を、いまの生徒たちに見せてあげたい、それから最初に紹介した明治時代の試験問題なども見せてあげたいという思いがあり、あと私も美術館の経験もあるということで、学校の資料を展示する「学校博物館」というかたちで公開しようということになりました、この取組を行いました。

校舎は昭和6年に建てられた建物ですので、校舎そのものが歴史的な価値を持った追手前高校の建物に、明治以来からの資料を展示するという、非常に贅沢な空間の作成に携わることができました。この展示については、これ2階から踊り場を見下ろしたところで、この真ん中に星形の物がありますけれども、これが残っている最古の校旗といわれている物です（写真8）。非常に立派な物で、この旗は楠永直枝という、高知の洋画界の父といわれている、追手前高校の美術の先生もしていた方がデザインしています。こちらも踊り場の風景です。文書だけではなくて、この学校に残っている学校の資料の様々なモノを展示する。そのときには、できるだけ教科の全体に行き渡るようなモノを見せたいと考えました。これは、「マッコウクジラの顎骨」です。学校の中のいろんな教室、物理室とか生物室、校友会の部屋もそうなんですけど、様々なところに残されている物の中から、できるだけひと目で何かわかるモノもしくは非常に珍しいモノ、それを選んで展示しました（写真9）。

2階から3階に上がる階段です。もともとこういうさっぱりした風景だったんですけども、ここに棚を取り付けたりして、先程見ていただいたような空間になっております。

入り口のところに、皆様にお配りしている資料にも書いております「あいさつ文」と、それから照明を取り付けています。旧講堂に取り付けられていた六稜星の形をモチーフとした照明が保管されていまして、ライトがつくように先生が修理してくださいました。こちらでお出迎えするというかたちになります（写真10）。

校史資料室にありました明治時代の写真、これそのまま展示するわけにはまいりませんので、デジタル複写しまして、出力したものを展示しています。下の方には、きちんと「何の先生」



写真 8



写真 9



写真 10

で、「誰」でということが書かれています。これは、千頭清臣が校長のときの写真ですね。外国の先生の姿も見られます(写真11)。これは大正時代の写真です。この中には、先程の校旗をデザインした楠永直枝や漫画家の横山隆一さんなんかもいらっしゃいます。これも複写した物です。

できるだけ、学校に残っている備品を活用するというテーマのひとつにしていたので、廃棄されていた事務用の引き出しなどを額に見立てて、写真の中に入れて展示してみました。あと「音叉<sup>おんさ</sup>」であるとか、活版印刷の版なども保管されていたので、展示しております(写真12)。

あと、部活動関係のものも展示してあげたかったので、追手前高校は高知代表として初めて甲子園に出たという学校ですので、そのときに出場したチーム、それから当時の前田祐吉投手の写真なども展示しています。これは、やなせたかしさんがデザインした「OOくん(おーくん)」の人形(写真13)。美術部の生徒が作ったものです。あと、明治時代に英語で書かれた「三角問題の試験」が残されていたので、これもデジタル化して展示しています。この内容については、数学の先生に確認していただきました。校史資料室には三角関数に関する教科書もありましたので、それも一緒に展示しています。生物室にあった標本箱を使って、中にその教科書を展示しました(写真14)。

これは田岡典夫さんの生原稿。卒業生ですので、文芸部に送られた原稿として保管されていました。「猿の標本」もあります。こちらの方は、いまの校舎の設計図、これは時計台の図面です。

こちらは「ペンギンの剥製」。消火栓を収納していた箱が壁にそのまま取り付けられていたので、こちらを展示ケースに見立てて使いました(写真15)。

校舎の中は、様々な人が通るところですので、安全面にも配慮しなければいけません。可能な限りの保存・保管のことを考えながら、いまの生徒たちが日常的にふれられるような空間作りを目指して、博物館の



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14

ようにはまいりませんが、ここの中でできる一杯のことをやりました。

作業は校友会の担当の美術の先生、それから美術部の生徒たちと一緒に作れるところは作って、できるだけ協働できるようなかたちで行いました。

追手前高校の資料類というのは、割合まとめられて残っていて、研究者の調査にも協力できるということも幸いにしてあるんですけれども、先程から報告があるように、保存する義務は全くないわけで、こ

れらを引き続きどういうふうに残して伝えていくことができるのか。そのために、こういったものがあるということをもっと知ってもらうための公開という活動を140年の記念として行いました。

みなさんも学校に入って、事務室のところに声をかけたら、見学できるようにしていただいていますので、興味がある方は実際見に行かれてはいかがでしょうか。

以上で私の報告を終わります。



写真 15

資料

ソノボジウム 高知県の学校資料を考える 2019年12月7日

## 追手前高校の学校資料と 学校博物館の取り組み

報告者：影山千夏

### ようこそ 創立140周年の歴史空間へ

高知県立高知追手前高等学校は、今年（2018年11月）学校創立140周年を迎えます。これを記念し、校舎階段スペースに当校が所有する資料などを展示公開することとなりました。

この展示は「校友会室にある旧制一中、城東時代の校旗《六稜星》と明治22年の試験問題を今の生徒に見せてあげたい」という思いから始まりました。高知市の街のソノボルともいえる、1931（昭和6）年に建築された本校の帝冠様式の時計台を見上げながら「趣のある大理石造りの玄関を入り、2階に上がる重厚な中央階段手すり付近の空間以外に、当校140年の歴史を飾る場はない」と、そして「ここを高知追手前高校の歴史博物館のような階段にしたい、一段上がるごとに、時間をさかのぼっていく、そんな空間にできれば」と考えました。

踊り場中央に掲げる、旧制中学時代の校旗《六稜星》は、日本で最初に作られ、現存する最古の校旗と考えられています（明治20年製作）。

また、踊り場左の明治22年の試験問題は、各科目の試験問題が綴られた「明治22年 試業試験」の文書綴りから、歴史と数学の試験問題を展示しています。この試験は、設問が英語で書かれており、この資料から当時は原書（英語）による授業が行われていたことがわかります。

これら、創立以来代々守り継がれてきました実在する歴史的学校資料に触れることにより、「過去に思いをはせ、誇りに思い、未来への力に変えてもらいたい、そんな空間になれば」と願っております。

本展示は、高知追手前高校創立140周年記念事業として、各方面からのご協力を得て実現した手作りの学校博物館です。当校のみならず高知県の財産ともいえるこれらの史料を、歴史ある空間の中でゆっくりとお楽しみいただければ幸いです。最後になりましたが、本展示にご協力、ご助言いただきました関係者各位にお礼申し上げます。

■この展示は、光岡健男氏（平成20年平川村歴史氏のご遺族）のご寄付のおかげで実現したものです。ご意思に感謝申し上げます。

2018年  
高知県立高知追手前高等学校 校友会



高知追手前高等学校



展示入り口風景

配布レジュメ

\* 展示入り口あいさつ文より

## ■高知県立高知追手前高等学校 沿革

本校 高知市追手筋二丁目2番10号

創立 前身校 明治11年11月19日／現在校 昭和24年8月31日

### 1. 変則中学時代（明治7年1月～11年11月）

明治7(1874)年1月30日 県庁（西弘小路）内に陶冶学舎を設置し、その中に中学校に準ずるものとして変則中学が置かれた。これが高知追手前高校（本校）の起源である。

明治9(1876)年10月11日 高知県師範学校附属変則中学校と改称。修業年限は2ヶ年半で、これを5級に分ち6ヶ月毎に進級するものとする。

明治10(1877)年10月8日 帯屋町（現県庁所在地）に新築移転。

### 2. 高知中学時代（明治11年11月19日～明治19年8月）

明治11(1878)年11月19日 変則中学を廃止し高知中学校として独立。尋常科、高等科に分れ、各科修業年限4年。6ヶ月毎に進級するものとする。この日をもって創立記念日とする。

明治14(1881)年6月23日 第1回卒業生4名を出す。

### 3. 高知尋常中学校時代（明治19年9月～明治32年3月）

明治19(1886)年9月 高知尋常中学校と改称、その後高知県尋常中学校と改称する。尋常科・高等科を廃止し、修業年限5ヶ年、1ヶ月毎の進級とする。

11月13日 制帽着用、校章（六稜星）を定める。＊現在の校章の原型。

### 4. 高知県中学校・高知県第一中学校時代（明治32年4月～大正11年3月）

明治32(1899)年4月1日 高知県中学校と改称。

9月1日、新中学校（高知県第二中学校）の設置により高知県第一中学校と改称。

明治34(1901)年6月1日 高知県立第一中学校と改称。

### 5. 高知県立高知城東中学校時代（大正11年4月～昭和23年3月）

大正11(1922)年4月1日 新中学校（高知県立城北中学校）の設置により、高知県立高知城東中学校と改称。

昭和6(1931)年10月16日 新校舎（現校舎）落成。11月19日落成式挙行。

### 6. 高知県立高知新制高等学校時代（昭和23年4月～昭和24年8月）

昭和22(1947)年4月 新制中学校発足により新入生募集を停止。2・3年生は城東中学校併設中学校。

昭和23(1948)年4月1日 新学制により高知県立高知新制高等学校と改編改称し、城東中学校併設中学校3年生を併設中学校として収容。

### 7. 高知県立高知追手前高等学校時代（昭和24年8月～現在に至る）

昭和24(1949)年8月31日 高校再編成により高知県立追手前高等学校と改称し、男女共学となる。  
12月、新校章（現校章）制定。

昭和25(1950)年1月1日 高知県立高知追手前高等学校と改称。

昭和26(1951)年5月11日 吾北分校創立。

昭和53(1978)年11月19日 創立100周年記念式典挙行。

昭和59(1984)年10月1日 講堂取り壊し。

昭和61(1986)年2月28日 多目的ホール（芸術ホール）落成。5月10日、落成記念式典・こけら落とし

平成30(2018)年5月 創立140周年記念「追手前高校歴史空間（学校博物館）」展示、公開。

（参考資料『交友名簿』平成30年度版 高知県立高知追手前高等学校校友会発行）

## 報告 3

### 学校資料収集の実践と課題—大分県公文書館での経験から—

高木 翔太（高知県立高知城歴史博物館 学芸員）

皆さんこんにちは、高知城歴史博物館の高木と申します。こちらの会場の博物館の職員ですが、タイトルを見てもらったら分かるように、高知県の事例ではなく、大分県の事例となっています。こちらの博物館が開館する2017年3月に採用になったので、高知にやってきましたが、それまでは地元である大分県の公文書館で非常勤の職員として働いておりました。また、大学でも歴史学を学びつつ、アーカイブズ学という公文書館の世界に関係することを学んでおまして、公文書館在職期から大学でアーカイブズ学の非常勤講師も務めてきています。本日はこの大分に居た時の大学で学んだアーカイブズ学の知識や、公文書館で勤務した経験などを皆さまにご報告したいと思います。



報告する高木翔太氏

#### 1. はじめに

##### ●報告内容の確認

それでは、早速「はじめに」で、今日話す内容なんですけれども、まず一つ目が大分県公文書館はどのような施設なのか。次に、県立学校、公文書館も県の施設ですが、基本的に県立学校の資料をどのように扱っているのか。後で詳しく説明しますが、公文書館が知事部局系ですので、教育委員会系の資料が基本的には入ってきません<sup>1)</sup>。ですが、閉校という特殊な事例の際に収集したという経験から、どのように収集したのかをお話いたします。そして、最後に市町村立の学校、小学校ですね。これも閉校になった時に資料を収集したという事例を話していきたいと思います。

ですので本日は、保存年限が経過した学校の公文書の移管に関する話という訳ではなく、閉校という緊急時に資料を収集したという学校資料に関する報告になっております。スライド（配付資料）が多いですので、30分間早めにお話ししていきたいと思います。それで本日は五つの学校、すいません六つですね。六つの学校の事例を持ってきました。

##### ●閉校となった小学校の位置（地図で確認しながら）

まず由布市の湯平小学校、高知の方にとっては県外の事例のため、土地勘がないため分かりにくいかもしれませんが、湯平がですね、全国的に（温泉・観光地として）有名な湯布院の近くです。湯平温泉というのもありまして、温泉の近くにある学校です。そして、大津留小学校（由布市）は、庄内という地域の学校です。

続いて、こちらの荷揚町小学校（大分市）は、大分の中心街にある学校です。これは府内藩の藩校の流れを汲むような歴史・伝統ある学校ですが、小・中一貫校になってしましまして、学校がなくなってしまうという事例です。基本的に本日扱う学校は、過疎化による生徒数の減

少が閉校の理由なんですけれども、荷揚町小学校だけは小・中一貫校になってしまったために、なくなってしまうという事例です。

後はですね。佐賀関（大分市）という地域なんですけれども、大志生木小学校、「おおじゅうき」という難しい読みです。私が大分に帰る際に、愛媛の三崎港から佐賀関へのフェリーに乗ってほしい通る場所ですので、もしかしたら高知の方も知っている方が多いのかもしれない、この佐賀関という地域にある学校です。そして、県立の臼杵商業高等学校、臼杵の磨崖仏の近くにある学校です。また、佐伯市の色宮小学校、佐伯の中心街はこの辺り（地図で説明）ですので、そこからは離れていますが、港町の学校です。

以上ですね。やっぱり中心街からは離れた学校が閉校になってしまうというのが多いですが、この六つの事例をお話ししていきたいなと思います。

## 2. 大分県公文書館の概要

### ●三館複合施設

こちら（写真1）は空から大分県公文書館を見たものになりますが、ここが県立図書館です。そしてこっちに先哲史料館という施設がありまして、ここが公文書館です。3館複合施設になっておりまして、公文書館だけ知事部局系、図書館と先哲史料館は教育委員会系になっております。3館が仲良く連携して、歴史資料などを保存する仕組みになっております。（大分県公文書館の入口側からの写真を見ながら）、前から見たらこんな感じですね。公文書館だけ6階建てです。行くことがありましたら行ってみてください。



写真1

それで、大分県公文書館の概要ですが、先程、嶋田さんからの話しにもありました「公文書館法」ですね。この「館法」の趣旨を受けまして、歴史資料などを残していく、まずは公文書ですね。後は「その他の記録」。この「その他の記録」の中にいろんな古文書などの地域資料があります。公文書だけではなく、地域資料なども残していくんだという趣旨の基に運営されている館です。また、九州初の県レベルでの公文書館でもありまして、沖縄よりもちょっと早くできております。あと、3館複合施設でして、明治よりも前が先哲史料館、明治より後が公文書館という形ですみ分けをしております。

### ●公文書等の管理に関する条例がない大分県

ここがポイントですが、知事部局系で、設置条例はありますが、管理条例がない。公文書の管理条例について、先程香川県の事例がありました。管理条例があれば部局を越えた公文書の管理が行えますので、学校とか警察とか、そういったところの公文書にも公文書館が手を出せるようになります。しかし、管理条例がありませんので、大分県公文書館の場合は、学校側からこれならあげるよとか、警察がこれを捨てるけどいる？とか、向こう側に決定権がありまして、いただけるものはもらえるという状況になっております。

ですので、基本的には学校資料は入ってこない、というのが大分県公文書館の状況です。高知は管理条例を作っておりますので、少し異なる話しになってきますが、知事部局系の管理条例がない自治体の事例として、聞いてもらえればと思います。

#### ●評価選別の状況

また、公文書のライフサイクル。こちらを話していたら時間が掛かってしまいますが、知事部局系の公文書ですね、保存年限が「1・3・5・10・30」とありまして、10年以上経過したものっていうのが、基本的に10年以上必要とされたので重要度は高く、これが県庁内の県政情報課の管轄となり、県庁の地下書庫で管理されます。(出先機関の公文書はそれぞれ出先機関で保存年限が経過されるまで管理されます。)

ここでは、このパーセンテージ<sup>2)</sup>を見てもらいたいのですが、この県庁内の10年以上の公文書は評価選別後、約20%が残っています。(公文書館に保管されるようになっています。)それ以外、出先機関の公文書であったり、1年とか3年とか5年といった保存年限の公文書は0.3%と、残す割合がかなり違っております。トータルすると、だいたい1%で、理想より捨てすぎなんですけれども、2万冊以上の公文書を普段は見て、これがあるかいないかということ判断するのが重要業務になっております。これで県の知事部局系の4割ぐらいの公文書しか公文書館にきていません。ちゃんと保存年限が経過した公文書を通知してねと言ってもなかなか守られていないということもありまして、この倍近くが来たら大変だなと思いつながら仕事をしておりました。

高知県の場合はこれプラス、さらに学校資料とか警察の資料とか、そういったものも扱うことになっておりますので、かなり大変になるのではと思っております。ここまで学校資料の収集に関する話し以外が長くなりすいません。大分県公文書館はこういう状況の中で、閉校になった学校の資料を収集していったという話しをしていきます。

### 3. 閉校における資料収集の事例

#### ●大分県立臼杵商業高等学校

まず、県立の高校が閉校になった事例です。globeのKEIKOさんご存知でしょうか？歌手のKEIKOさんが卒業生であるというような学校です。それで、閉校前に学校側から古い資料があるので見に来て欲しいという依頼をまず受けました。なので、先程説明したとおり、我々(公文書)から行くことはできないので、学校側から言っていた、依頼がありましたので動くことができました。正規職員1名と高木で学校に行きまして、大正期からの学籍簿がすべて残っているというかなり貴重な状況でした。それで引き渡しを受けて、公文書館の収蔵資料にしていっただけなんですけれども、問題となったのが個人情報だらけなんです。

なので、収集しても公開できないとか、そういう問題がありました。ただ、個人情報で現在では名前は出しづらいですが、名前などの個人情報を隠せば、AさんとかBさんとして、そういった様にして使ってもらえれば、一部非公開として利用すれば、こういう利用方法でも歴史資料として意味があるのではないかということで、保存するようにしました。一般的にはglobeのKEIKOさんがどのような成績だったのかという方が気になるかもしれませんが…(笑)。そ

うではなくて、先生からのコメントとかで、満州から引き揚げてきた生徒で学校になかなか馴染めていないだとか、色々書かれておりますので、そういった世相を反映するような部分が重要だとして保存しました。

さらに、資料群としてすべてが残っていることが重要なのだということで、残すようにしました。生徒数がどのように変遷したとか、中退者がどういった形で増えていったのかとか、また様式（学籍簿自体）の変化とか、これらが群として残っていることで、いろんなことが見えてくるのではないかということで、残していきました。また、卒業生にとっては、自身の成績の証拠資料になるというところで残していきました。

それで、ここまでは残せたという話なのですが、古い学校の鐘とか、看板などの「モノ資料」、あとはアルバムなどが公文書館では受け入れられないという判断になってしまいました。それでどうしたのかというと、まず県立の博物館に相談しました。博物館からは、「モノ資料」などは受け入れられるかもなどといった話をいただいたのですが、なかなか話しが進まず、そうこうしている間、結果的に地域の公民館で資料を収蔵しながら展示するという形で、地域の住民に向けて写真などを紹介するという話しになりました。自分の子どもとかお父さんとかお母さんとか、また知り合いの誰々さんとかなどが、学校の写真には多く写っておりますので、展示することで地域の人たちが親しみを持って、資料の大切さとか、残していくべきだということも思ってくれるんじゃないかということで、公民館で残していこうという形で落ち着いていきました。なので、公文書館としては、公文書的な学籍簿などのみを保存するというところで、アルバムとかは地域で残していくというところに落ち着きました。

（移管した学籍簿（写真2）や保管している状況の写真を見ながら）、段ボールこれだけ分の学籍簿などがあります。かなり劣化もしております。簿冊の中の方は個人情報がたくさんありますので紹介できません。（個人情報に関する部分は大分県公文書館より提供を受けておりません。）これは昭和20年、終戦の時の学籍簿、こちらは「中退者学生台帳」。こういったものを同じ県立組織でしたので、また当時の学校の校長先生は公文書館があることを知っておりましたので、声を掛けてもらえることができました、なんとか救うことができたという事例になります。



写真2

### ●由布市立湯平小学校

続きまして、市町村立の学校。こちらに関しましては、本当に何らの繋がりが無い中で、どうやって資料を収集していったのかといったところからお話ししていきたいと思います。こちら（配布資料）のとおり、平成28年に色んな学校が閉校になってしまっております。かなり多くてこれでも一部です。国東の方の学校とか、色んな地域の学校が閉校になるという中で、公文書館で考えましたのが、閉校になる各学校の校長宛に、「資料調査への依頼」というような公文書（通知文）を送りました。

その中でですね、統廃合による多忙な業務で多くの資料が散逸してしまう、そういった恐れ

がありますので協力してください。また、学校資料というのは、学校の歴史であったり、児童生徒や教職員のそこにいた証であったり、さらには地域の人々にとって大切な宝物なんですよ、こういったことを書きまして、それで理解をしていただき、調査の依頼を出しまして、協力をお願いしたという経緯であります。なので、校長先生などが熱心になり、自分たちの資料を大事だから是非残してほしいとして、公文書館に連絡をいただければ、我々も動けて資料を残すことができたのですが、そうじゃないという悪いですが、連絡をいただけないと、残せないという一面もありました。むしろ、残せなかった学校の方が多かったです。

そして、ここからは前の調査時の写真を見ながら聞いてください。まず、温泉の近くの湯平小学校です。(外観写真を見ながら) こんな学校です。そして、学校の沿革史ですね(写真3)。これまでの報告でも出てきておりましたが、どこの学校にいてもほしい校長室に学校の沿革史がありました。沿革史はもらえる時はもらいますが、基本的にもらえないケースが多かったです。やっぱり次の統合する学校に持っていくということでした。ただ、学校を信じていないという悪いですが、いつか捨てられてしまうのではないかと、いつか災害などでなくなってしまうのではないかとこの思いがありますので、公文書館側が記録として撮影することによって、中の情報は残していこうという考えで、写真を撮っていきました。

配布資料には書いておりますが、学校調査の時に六つのこと<sup>3)</sup>に気を付けながら調査をしました。とりあえず撮影、記録を残していくとか、ゴミ捨て場まで確認をするとか、また記念碑などを撮影するとか、こういうようなことを気にしながら調査を進めていきました。

(学校沿革史のスライドに戻って)、それで沿革史(写真3)ですが、この沿革のところを見ていただきたいのですが、昭和24年に学校が全焼してしまったとあります。なので、この学校沿革史をつくった人は、この沿革史をつくるにあたって記録がなかったのか、かなり大変だったとこの序文に書いています。記録を残すことが大事だ、ということだと思います。また、学校の歴史を知ることによって愛校心だとか、愛郷心、私はこういう言葉があまり好きではありませんが、こういうところに繋がっていくということも書かれております。沿革史を作ることによって先生たちがなった場合、昔の記録を見ようと思っても中々残っていないので苦労するという現状があるかと思えます。ですので、こういった記録を残す、情報を残す(撮影)ことが重要と思えます。その他、沿革史に学校の歴史が色々記載されていますが、時間の関係上省略します。

続いて、学校の看板(写真4)ですが、湯布院町立時代のものです。これはもらったのか…記憶が曖昧で覚えておりませんが、こういった「モノ資料」とかもいただける場合はもらってきました。また、こち

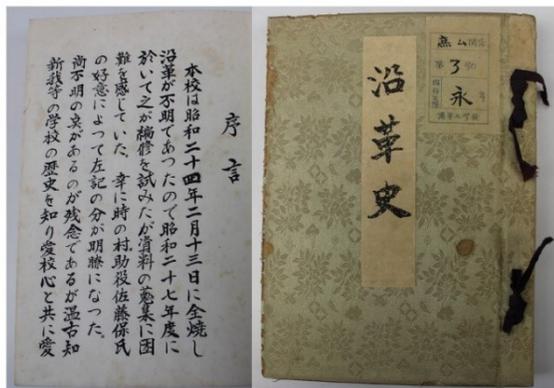


写真3



写真4

らは学校評議会の公文書ですが、廃棄する公文書も収集していきました。そして、調査時に気を付けた閉校という特殊な状況になった学校を撮影するというを大事だと思っておりましたので、教室がどういう状況になっているのか、そういったところを撮影していきました。また、廊下に貼られている掲示物ですね。自分が小学校の時のことをあまり覚えていないんですけども、どこの学校に行っても昔をふり返る写真などが掲示されておまして、閉校になるため昔をふり返っていたのか。自分が通っていた学校はこういう掲示物は無かったような気がするとかを思いながらなんですけれども、閉校になるため、子どもたちが学校の歴史をふり返るために昔の写真を掲示したのかなとかを思ったりしました。掲示されている写真には、昔は小学校でも制服を着ていたことを知ることができる当時の写真などがありまして、こういったものも撮影していき、捨てるというものはもらっていきました。

### ●由布市立大津留小学校

基本的には大津留小学校も一緒なんですけれども、こちらの学校では昔の校舎の写真だとか、昔の生徒の写真などがありましたので、これをまず撮影をしていきました。また、子どもたちが作った学校の沿革、すごい長いものが…人間がこのぐらいなので大きさが分かるかと思えます。これが玄関に置いてあったりしま

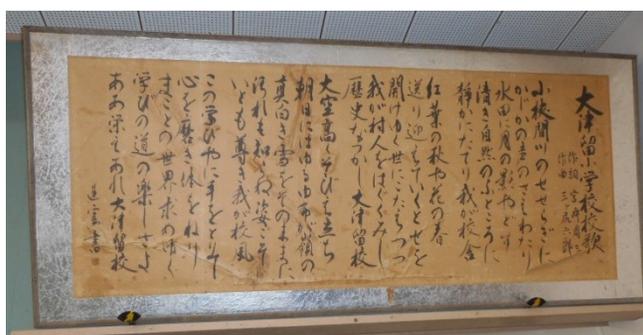


写真5

して、これは持って行ってもよいということだったので、運べないということと、収蔵庫にも入らないかもしれないという問題などがありまして、もらわなかったんですけども、学校の歴史が書かれている、生徒がつくったこういうものは記録に残していきました。

そして、職員室はこんな感じです。片付けている最中の調査でしたので、散らかっている状況です。また、校長室。先程と同様に校長室の金庫内に沿革史とかの資料が入っておりました。この沿革史は、明治期の公文書がちゃんと添付されていたりしておまして、かなり貴重な資料だと思いながら全頁を撮影していきました。明治28年の公文書、設立の趣意書などが付いております。あとは校歌（写真5）ですね。校歌もその地域を歌であらわしたりする地域資料だと思います。失われていく校歌はたくさんあるかと思いますが、中には著名人が作詞したものなど、貴重なものもあるかと思えます。そういったところで、この校歌もちゃんと収集しました。最初は学校側が残すということだったんですけども、後日やっぱり持って行って欲しいと言われまして、再度取りに行った資料です。

その他、教職員の先生方にも協力していただき、これは確か英語の先生だったと思います。先生方が作ったプリント類の中で、地域性があるものとか、そういうものをつくっていただくと言いながら、先生方にも協力していただいて調査を進めました。それでこれはゴミ捨て場のゴミになっていたのですが、ゴミの中をちゃんと確認しまして、捨てるために括られている資料を一つずつ見ていく作業もしました。このように、ゴミの中から1箱分くらいは収集しました。そして、これは創立百周年の記念碑ですね。こういう記念碑が色んな学校に創立何

十周年と、色々残っておりましたので、撮影をしていきました。

### ●佐伯市立色宮小学校

色宮小学校。こちらの学校には閉校の4日前に調査(写真6)に行きました。体育館には「さようなら」と書かれておまして、こういう感じで、閉校式の準備が進んでいる状態でした。それで、校長室の金庫に行くと、やっぱり沿革史とか、卒業証書番号録(明治31年)とか、色々



写真6

な資料が保管されていました。また、入学児童者の名簿(大正5年)などがありまして、これらを全頁撮影していきました。校舎内にはこういった、生徒たちが地域のことをまとめた掲示物もありまして、これは米水津(よのうず)という地域の地名。生徒たちが地名を調べてまとめたこういう掲示物、こういったものもないということでしたら、これは確か収集したと思いますが、もらうというようにしました。

これはちょっと面白いなと思ったもので、百周年記念の時にタイムカプセルとして入れたものです。こちらは、統合先の米水津小学校の展示室に飾るということでしたので、公文書館は収集しなかったのですが、このように残すべきだと思ったものは一つずつ確認をしていき、行き場所がないものはもらう、行き先の確認をしていくというのが大変重要なことだと思います。

### ●大分市立大志生木小学校

次が大志生木小学校です。こちらの学校では校長室にあったこれが大変面白いなと思いました。豊予海峡大橋の構想図です。こういうものが佐賀県ですのであったりしました。これは行き先が確定しておりまして、こういう地域性があるものは捨てる場合はもらう、収集できないものは撮影をしていきました。

校舎内にはたくさん写真が貼られておまして、閉校前の一年間をふり返るような、1月からどんな諸行事があったとかをふり返るようなものですね。こういうものが貼られておまして、これらも全部写真に撮っていきましたが、かなり大変でした。また、教室の黒板に卒業おめでとう(絵もあり)と書かれたものもそのまま残っておまして、これらも撮っていきました。それと、大志生木は沿岸部の学校ですので、生徒たちがつ



写真7

くった避難マップ(写真7)。どのように逃げるかといったことなどが色々と書かれております。沿岸部の生徒がこういうものをつくっているというところで、こういうものも収集していきました。

続いて、職員室はこんな感じでした。閉校後の片付け中でしたので、職員室にお邪魔して先



写真8



写真9

生たちに捨てるものなどを聞いて、確認をしていきました。また、これはゴミ捨て場(写真8)です。ゴミ捨て場の倉庫にこのように入って、確認していくというのもやっていきました。あと、これはすごい面白いと思ったものなのですが、まだ校舎もあり閉校して間もないはずなんです、こちらの記念碑(写真9)は跡地になってるんですね。跡地という記念碑がもう建てられているんですね。面白いなと思いながら、ただ、やっぱり閉校を象徴するものだと思います。撮影をしました。

#### ●学校資料収集後の保管の状況

(公文書館の収蔵庫に保管されている写真(写真10)を見ながら)、それで、ここまで説明した調査によって収集したものです。これで一部ですが、カートやクリアの箱に入れて残しております。先程見た避難マップであったりとか、嶋田さんの話しでも出ておりましたが学校給食のメニュー表だとか、この辺にはPTAの会議資料とかが入っています。ただ残念なことに、収集してきたままの状態です。救うことはできてますが、なかなか整理まではできていない状況です。以上、ここまでが平成28年の調査です。



写真10

#### 4. おわりに(課題として収集できなかった事例)

##### ●大分市立荷揚町小学校

最後少しですが、収集できなかったケースです。荷揚町小学校は、最初に説明したとおり小・中一貫校になってしましまして、閉校になった学校です。こちらの学校の校舎は、昭和30年に建てられた鉄筋コンクリートのもので、近代建築遺産、よく分かっておらず誤認があったら申し訳ございませんが、いま近代建築遺産を指定していくというのを進めているようでして、重要な建築物だとか、著名な人物の建築物をどんどん指定しているようでして、この校舎が指定されたという訳ではないのですが、候補というか、建築的に重要で注目されていたみたいなんです。

そんな中で、この荷揚町小学校の図面が見つかりまして、図面資料を保管して欲しいという話しを日本文理大学の先生からお願いをされるというのがありました。もともとは、別府タワ

一というものが大分県の別府市にありまして、これも有名な建築家が建てたもので、この別府タワーの図面を公文書館が預かるという時に仲介をしてくれた先生で、それで縁があった訳ですが、その先生から学校の図面資料の話しを伺ったんですね。貴重な図面資料を公文書館で保管するというのは良いことなんですが、公文書館としては所有者である学校側から依頼がないと動けないというのがありまして（県と市の違いなどもあり）、学校側に連絡をしてみたりはしたのですが、閉校の準備等で忙しいようで話しが進みませんでした。

それで、結果的に依頼はなく、私も高知への採用が決まり高知に来ましたので、無責任かもしれませんが、図面資料がどうなったのか分からないという状況です。県立施設として市町村と連携をとっていくというのは大事なことですが、なかなか難しいというのを、閉校になる学校の資料収集していく中で感じました。

前のスライドは以上です。まとめの方を配付資料に書いております。こちらの方は、この後の意見交換会の方でお話しできればと思っております。報告のまとめをしながら、今後の課題とかをお話しできればと思います。以上、駆け足で説明しましたが、ご聴講ありがとうございました。

## 註

- 1) 報告の際には時間の関係上説明しませんでしたでしたが、教育庁教育改革・企画課と公文書館の協議により、県立学校が保有する以下の簿冊及び文書については、保存年限が経過した後に公文書館に引き渡すことになっています。「表彰具申」「周年行事」「教育課程」「学校評議員会」「学校要覧」（常用）の五つです。
- 2) 平成24年度の評価選別の実績です。しかしこれ以後（現状では）、大分県は公文書の管理・収集を強化していますので、あくまで参考としての数値です。大分県公文書館は各部局への周知を行って、「廃棄予定公文書リスト」の公文書館への通知を徹底したため、年間扱う公文書の量も現在では増加しています。また、全国の公文書館等に評価選別に関するアンケートを行い、選別方法などの改善も行っています。
- 3) ①閉校という特殊な状況になった学校を撮影（記録としてのこす）する。②学校の沿革などを示す資料を収集もしくは記録（撮影）する。③重要な資料の行く先を確認する。④廃棄する公文書、校歌、看板、貼紙、授業備品、などから重要なものを収集。⑤ゴミ捨て場まで確認する。⑥校舎以外も撮影。特に記念碑などを撮影する。



高木報告の様子

## 配布レジュメ

### 「学校資料収集の実践と課題 ～大分県公文書館での経験から～」

2019年12月7日

高知県立高知城歴史博物館 高木翔太

#### 【はじめに 報告内容】

- ① 大分県公文書館について  
施設概要、学校資料の収集状況
  - ② 県立学校（廃校）の資料収集について  
大分県立臼杵商業高等学校
  - ③ 市町村立学校（廃校）の資料収集について  
由布市立湯平小学校、由布市立大津留小学校、佐伯市立色宮小学校、  
大分市立大志生木小学校、大分市立荷揚町小学校
- ※ 学校資料における保存年限が経過した公文書移管に関する話しではなく、廃校という緊急時に救済した学校資料に関する報告。各学校の位置は配付資料の地図を参照。

#### 1. 大分県公文書館について

##### ・設置目的

大分県公文書館は、昭和62年(1987)に制定された「公文書館法」の趣旨を受け、大分県に関する歴史資料として重要な公文書その他の記録を収集、整理、保存し、県民共有の文化遺産として後世に伝えるとともに、県民等の利用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。（「大分県公文書館の設置及び管理に関する条例」より）

知事部局系、設置条例（公文書館法に基づく）のみ。管理条例なし。

部局を超えた公文書の管理には条例が必要。

※ 公文書の収集については「大分県の公文書のライフサイクルについて」を参照。

#### 2. 県立学校（廃校）の資料収集について

##### ・大分県立臼杵商業高等学校

明治41年(1908)開校。平成24年(2012)統合が決定。入学生募集を停止。平成26年閉校。

学校からの依頼で公文書館が資料調査 ⇒ 大正からの学籍簿を収集。

学籍簿が群として残っていることが、研究資料として価値があると判断。

卒業生にとっては自身の証拠資料。

紙資料以外は収集対象としなかった・・・ MAK連携を図り、資料を保存。

#### 3. 市町村立学校（廃校）の資料収集について

- ・由布市立湯平小学校 明治35年(1902)開校。 平成28年(2016)閉校。
- ・由布市立大津留小学校 明治20年開校。 平成28年閉校。
- ・佐伯市立色宮小学校 明治7年開校。 平成28年閉校。

- ・大分市立大志生木小学校 明治13年開校。 平成28年閉校。

平成28年に閉校になる学校多数 ⇒ 公文書館長から校長宛に資料調査への協力を依頼。  
依頼公文書には、統廃合による多忙な業務で多くの資料が散逸してしまう恐れがあること。  
学校資料は、学校の歴史、児童生徒や教職員の証、地域の人々にとって大切な宝物。

- ・学校調査

- ①廃校という特殊な状況になった学校を撮影する。(記録としてのこす)
- ②学校の沿革などを示す資料を収集もしくは記録(撮影)する。
- ③重要な資料の行く先を確認する。
- ④廃棄する公文書、校歌、看板、貼紙、授業備品、などから重要なものを収集。
- ⑤ゴミ捨て場まで確認する。
- ⑥校舎以外も撮影。特に記念碑などを撮影する。

- ・大分市立荷揚町小学校

明治7年(1874)開校。平成29年(2017)閉校。平成24年に「大分市立小中学校適正配置基本計画」が策定され、3つの小学校と1つの中学校を統合し、小中一貫校に。  
荷揚町小学校の図面資料の保管について ⇒ 県と市町村での連携の問題

### 【まとめ 学校資料の保存に向けて】

- ・公文書館の性格

学校資料との向き合い方 ⇒ 教育委員会か知事部局か  
収蔵スペースと収集対象の問題(紙資料以外)

- ・県と市町村の連携

組織が違うため権限がない  
県立施設として県内の歴史資料を保存する役割をどのように果たすか

- ・専門職員

何を保存すべきか、どのように救済すべきか  
資料を保存する方法論を知り、熱意がある職員がいなければ資料は残らない

## シンポジウム

### 高知県の学校資料の未来を語る

(司会：渡部 淳 パネリスト：嶋田典人、影山千夏、高木翔太、目良裕昭)

**渡部** シンポジウムの司会を担当します、高知城歴史博物館の渡部でございます。よろしくお願いいたします。学校資料に関しては、一つ思い出があります。昔々、柳町の飲み屋で高知大学の哲学の名誉教授と偶然一緒になって、戦争の話になったんです。そのときに先生が、「玉音放送（天皇の敗戦を伝える放送）があったときには私は長野県の山奥でなにか知らないが草の根を掘らされていた。敗戦というと灼熱の太陽と大地から掘り出す草の根を思い出す」と言うんです。

当時の私には、それが何なのかはわかりませんでした。後に信州木曾谷の学校資料調査に誘われて行ったときに、ある学校の職員日誌を読むと、国民学校1年生から6年生までのそれぞれに、例えば低学年は1貫、中学年は3貫と言うように、植物の根を掘る割り当てがあって、それが夏休みの宿題であるかのように書いているんです。更に読むと、軍部から長野県をつうじて国民学校に対して「吾亦紅（ワレモコウ）の根を供出しろ」という指令が出ていた事がわかりました。お茶花として知られる吾亦紅ですが、戦争との関係で調べて見ると、その根は加工することによって止血剤になるらしく、薬にも事欠くに至った軍部が、止血剤を抽出するために、木曾谷の国民学校に吾亦紅の供出を割り当てたことがわかりました。吾亦紅は、ある地層帯に沿って生育する植物なので、木曾谷と同じ地層帯に沿った全国の国民学校で、皆が木の根を掘りながら敗戦の日を迎えたのではないかとの仮説がなり立ちます。この話を哲学の先生にご報告したら、一言「ああそうだったのか。これで私の戦争は終わった」とおっしゃったことを思い出します。

社会事象の一コマ、あるいは児童・生徒としては分からなかった学校生活の意味などが、教務日誌や職員日誌が残ることによって分かるという強烈な印象が私にはあります。それ以降、学校資料は単に学校内の記録というにとどまらず、地域や国家の歴史までもを伝える歴史資料としてその保存と継承が気になっていました。そのような経緯もあり、司会を務めることになった訳です。

まずは、基調講演をしていただいた嶋田さんから、ご発言いただきたいと存じます。嶋田さんは、文書館にお勤めですが、公的機関に残された公文書を保存するというのは、行政の透明性を検証する資料として、あるいは沖縄の事例でご報告ありましたように、行政の効率化や予算の軽減化を実現する資料としてなど、いろいろな目的や意味があります。そのなかでややもすると忘れがちなのが、歴史資料としての公文書保存という考え方で



シンポジウムの様子1

す。学校資料も、歴史資料であることには間違いありません。

しかし、学校資料というのはやや特殊です。一般の行政とは違い教育委員会に所属し、しかも事務局ではなく学校という現場にある資料であり、子どもたちを初めとした個人情報が多く含まれるなど、留意検討すべき問題があるなかで、やっとこのごろ学校資料への関心が高まってきたところだと思います。そのなかで、このシンポジウムに参加していただいた嶋田さんから、今回のシンポジウムの全国的な動きのなかでの意味合いというのをご発言いただければと思います。

**嶋田** 今日、私のあとにお三方のお話がありましたけれども、学校事務の方がお話をするのは初めてじゃないかなと思ったりするんです。つまり、現場サイドの話が聴けるということですね。大分県公文書館は我々と同じような立場の話ですね。追手前高校の事例は、要するに学校現場、学校の中での話なので、我々外の人間、公文書館・博物館じゃなくて中の取り組み、こういう話も非常に良かったかなと思います。

それで、開催される意義については話のなかでも言いましたけど、いま高知では博物館、図書館、公文書館の設立、県史編纂事業、一気に開花していくというような状態です。それから、せっかくそういった時期なので、施設とか事業が学校資料にも目を向けていただきたい。このシンポジウムは、学校資料の存在意義をアピールする場になったんじゃないかなと思います。

二つ目に、私、2018年度一年間ですね、高知県の公文書管理に関する検討委員会の委員をさせていただきました。その前に2015年(から)高知県公文書館アドバイザーを二年間にわたって、県立公文書館の役割などを協議する立場に立っておりましたけれども、そのときに繰り返し言っていたのは「県は市町村を支援すべき」だと。さっき言いましたように、県からすると基礎自治体は自治事務がありますから要するに他所様なんですね。しかしながら、やはり支援を積極的にするようにお願いをしました。そして、そういう形でしていただけるようなことになりました。

それと同時に、学校資料等々を保存する公文書館が必要になります。地域の要の行政機関である出張所とか小学校等の調査をしていくということも必要だと思います。何よりも統廃合の問題が緊急性を要します。ですから、せっかくの高知県の好機到来なので、しかし一方で非常に緊急性を要するというので、このシンポジウムがそういう全体的な盛り上がりになったらいいかなと思います。

**渡部** ありがとうございます。それでは影山さん。すごい事例報告でしたけれども、そこから見えてきたこと、言い足りないことがありましたらどうぞ。

**影山** 公文書の話、それから条例の話とか、そういうなかで私が報告したのは、その学校の有るこれまで使われて残されてきたモノを見せるというもので、ちょっと切り口が違った部分もあったかなと思います。

私は、追手前高校の校友会のアルバイトとして短期間雇っていただいて、この作業をしました。週16時間の2か月ぐらい、短期間だったんですけども、それをどうして私がやることになったかという、美術館に勤めていたときに、戦前ブラジルに渡った一人の写真家の高知時代のことを調べるために、学校の先生になる目的があったようですけれども、昭和2年に16・

17歳で高知を発った一人の青年のことについて調べるにあたって、追手前高校に記録が残っているのかどうか調べに入ったときに、明治初期からのものすごい資料が残っているということを目の当たりにしまして、私も卒業生ではあるのですが、そういう所を見る機会は無いので、歴史系でいうとこれまでもその資料がまとめられて冊子にもなっているんですけども、なかなか知る機会というのは無かったので、それを見て非常に感激しまして、こういったモノを残す義務は無く、先生方とか、校友会が一応管理するという形になっていて、学校の所有なのか校友会の所有なのか分からないんですけども、ずっと管理して脈々と続いてきている資料です。

それを学校の資料ではあるけれども、非常に歴史的にも貴重であるし、また、高知県の地域の財産、もっと言うとな国のということになりますけど、そこまで大きくは言いませんけれども、高知県の財産としてももう少し広く知っていただく機会っていうものを作っていったらどうかなと思うのと、それが活用になりますけど、保存・活用の部分について提案をしに行ったことがあります、「こういうことをしてはどうですか」ということで勝手に私の個人の思いで行ったんですけども、そのときにちょうど先ほどの報告でも言った「校旗の展示をしたい」ということで、そのあたりで折り合いがつかなくて、階段に博物館的な展示をしようということになりました。

やっぱり観ていただくことによってその存在を知っていただけるし、それがどういう重要性があるかということもいろんな立場の人が見て自分たちの宝として感じてもらえるような場を作ってはどうかな、ということで、そういうきっかけで携わらせていただきました。

**渡部** どうもありがとうございました。ご報告でもありましたように、公文書とか一般文書に限らずいろんなモノが追手前には残っていて、それ全体で学校の歴史や校風が表される訳ですね。

『日本歴史』の(2019年)10月号に「地域に眠る学校資料」という文章があり、学校の中には、地域の歩みを示す多くの貴重資料が残っており、それは文書だけではなくモノ資料も同様であると指摘されています。また、最新号(2019年12月)の『博物館研究』では、「学校所蔵標本のこれまでとこれから」という文章が掲載されていますが、理科の標本などの科学資料、文化財として評価されるような人文系の資料が、学校の地下とか科学室だとか社会科学研究室とかに残っていることが報告されています。

影山さんの報告を聞き、いろんなモノを視野に入れながら学校資料を考えていく必要があることを強く思いました。私も追手前高校の地下室整理に関わったことがあります。試験問題や昔の地図、戦前の顕微鏡や試験管、卒業式の答辞・送辞まで、ありとあらゆるモノがありました。それらを丹念に調べていくと、先ほどご紹介があった全国に数冊しか残っていない蘭日辞典『ハルマ和解』が当たり前のように配架されていたり、全国に数点しかないウサギの標本が確認されたり、いろんな可能性が秘められていることが明らかになります。しかも、それが単に調査で終わるのではなく、観てもらって工夫がなされることによって在校生や卒業生が母校を再認識する、あるいは地域が地元学校・教育の歴史を確認できる、学校資料の活用問題も含めて重要なご報告だったと私は思いました。

先日お亡くなりになった高知県文化財保護審議会委員長をやられていた前田和男先生が、追手前在職中に丹念に文書整理をされ、それを活字化して世の中に報告されていたことを思い出します。色んな面で、さすが追手前という感じですね。それでは次に高木さん、言い足りなかったことがまだまだあるということですのでどうぞ。

**高木** そうしたら、学校資料の保存と活用事例に関して少しだけお話させていただきます。学校資料の保存をどうすればいいのかっていうところで、やっぱり一番理想をまず言えば、県の公文書館ができて行政文書を管理しまして、県の教育委員会とか県立学校のものは県の学校資料係、学校資料館のようなものができまして保存していく。市町村にも公文書館、市町村の教育委員会とか学校にも公文書館がそれぞれ建って、それぞれがちゃんと自らの資料を残していく。そうなれば一番良いんですけども、やっとならにできるというのが今の状況だと思います。ですので、やっぱりまず県の公文書館、レジュメの県と市町村の連携で書かせていただきましたが、組織が違うため権限が無いんですけども、県立施設として嶋田さんも言っておられましたが、県立施設が県内の市町村の歴史資料をどうやって保存するか、そういうふうな役割を果たしていくことが重要だと思っております。

ただ、それをするためにも、私も大分県でいろんな学校に行ってきましたが、やっぱり公文書館そもそも知らないっていう学校の先生も多いんですね。校長先生でも公文書館が何の仕事してるか知らない。一般の人はさらにもっと知らないと思います。ですので、まず公文書館がどんな仕事してるのか、先ほどの個人情報保護の問題でも、個人情報載ってるものをばんばん見せる訳では無くて、ちゃんと非公開にしながら見せていく、そういったところをちゃんと認知してもらおう。ですので保存に向けて、公文書館の役割とかそういったところをまず皆にしっかり知ってもらうことが大事なんじゃないかと私は思っております。

それと、活用事例のほうでいきますと、さきほどお話でも少しありましたが、公民館とかそういう所も使いながら、地域住民にそういう資料、学校資料というものが大事なんですよということをまず思ってもらおう。そこも多分、認知が重要なんじゃないかと。なので、そういう公文書館の認知ですとか資料の重要性の認知ですとか、そういうところをまず知ってもらって、そこからやっとなら保存に向かっていくのではないかと。認知を広げて、学校資料をこれから残していければいいんじゃないかなと私は思っております。

**渡部** どうもありがとうございました。大分県では、割と積極的にやられているようですが、やっぱり全体としては課題が多い感じですね。高木さんが仰ったように、学校資料問題そのものが知られていないのも問題です。もう一度嶋田さんに戻しまして、そういうなかで全国的に見て学校資料の保存だとか活用とかいうので成功している、あるいはこういうお手本になるとか、そういう事例があったらいくつか教えていただけませんか。

**嶋田** 来年の1月11日にそこでも登壇するんですけども京都市学校歴史博物館というのがありますね。あるいは文化財になっております松本市の開智学校ですね。こういう所はいわゆる専門博物館といわれて学校資料を専門に扱う。我々から見るといわばプロですね、プロの博物館という形になります。ところが私の所（香川県立文書館）とか、香川県だと香川県立ミュ

ージアムとか、公文書館・博物館はそればかりやっている訳ではないので、いかに協力してするかということが非常に大事かと思えます。

これは香川県の事例ですけれども、瀬戸内海歴史民俗資料館は香川県立ミュージアムの分館になるんですけど、そのいわゆる民具、学校に残されている民具とか民俗資料的なモノとかですね、最近では理科の教材で授業に使うような、そんなモノを集めて展示していますね。一方で、私は学校アーカイブズで学校文書の資料調査ということなので、そういう形で地域資料については一緒に協力して資料調査に行ったこともありますけれども、学校資料調査でも何か協力できたらいいかなと思ったりしております。

それと（文書館と）博物館との違いというのは、この話（基調講演）の中でも言いましたけれども、遠い過去の文書・資料を残すという点では一緒かも知れないですけど、今の文書を将来にどう残していくかという、だから平成の文書をどう残すかということにも取り組まなければならないというのが公文書館かなと思えます。横浜の（市歴史）博物館の展示を観に行っただんですけど、本当に平成になって短期間しかなかった学校、平成に始まり平成に終わった学校のいわゆる道路標識、こっちに行けば何々小学校だという看板を展示した横に、その（学校の）PTAだよりみたいなものも展示してましてね、やっぱり博物館でも平成のモノを展示するのかなと思って感心したことがあります。

それと、高木さんのお話にもありますが、私も知事部局の県立公文書館なので、教育委員会に働き掛ける、これは県の教育委員会だったら条例で一体化してますので、わりに県立学校に声を掛けるのはやり易いんです。行ったらどンドン調査してくださいという感じで、例えば丸亀高校の記念館の調査をしましたけど。ところが、市町に行くとなかなかちょっと難しいんですね。これも調査はさせてもらってるんですけど、県立学校とは違いました。最初は教育総務課に行きました。教育部長にも話をしました、ところが学校教育課に言ってくれと。学校教育課長と話をしました、校長会に言ってくれと。最終的には校長会がヨッシャと言うて調査に行けたと。ですから、知事部局の県立文書館が市町の教育委員会にお願いして調査する。これはなかなか調査するまで時間が掛かりました。

最近、私は全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の全国大会で安曇野市の文書館に行きました。ここは教育委員会管轄なんですよ。そうすると学校アーカイブズ、学校資料がたくさん保存されていました。一方で松本市の文書館、ここは学校資料をあんまり集めていません。こっちは市長部局のほうです。開智学校が同じ松本市内にあるのでその影響かなとも思いますが。以上です。

**渡部** どうもありがとうございました。やはり教育県といわれる県は、学校資料を大切にしているのかなという感じがしました。先進事例に学びながら、考えていく必要があると思いますが、我々高知県に引き付けたところで、現場にいらっしゃる目良さんから、もう少しお話いただければと思います。

**目良** 報告の最後でも申し上げましたように、現場に居ますと小中学校での資料保存の難しさ（を感じる）ということで、学校の文書管理規程によって短期間で廃棄されるという問題をま

ず出させてもらいました。市町村が定めている（学校の）文書管理規程とか取扱要領なんかでは、学校で管理される文書のほとんどが、保存期間が5年までとなっているという問題があります。その文書管理規程とか取扱要領、運用方法などを見直して、長期に保存していくことが適切と考えられる文書は残しておく、（そういった）規程等を整備することがまずは必要かなと考えております。ただ、これもまた県立とは違って市町村なので、文化財保護行政なんかでもそうなんですけれども、市町村によって濃淡が出てくるというか、こちらの町ではすごく保存に対して力が入っているけど、こちらは行政文書として考えますからうちの市ではもう5年ではばんばん廃棄していきますよ、ということは考えられますけれども、こういった問題を提起していくことによって市町村が先進的な取組をしていただければいいかなと思います。

ただし、高木さんの話やもちろん嶋田さんの基調講演でも出てましたけれども、どの文書を長期に保存することが必要なのかとか、その年数はといったことですね、文書を選別していつて保存年限を決めるっていうのはなかなか難しいかなと思います。また、決めるときには教育行政の視点だけではなくて、それだと公文書としてどうかというところになってしまいますので、その視点だけでなく、保護者・地域の学校関係者とか関係の機関の意見をいただきながら決定をしていくことができればいいと考えております。最近では学校の運営に関して、学校地域協働本部とかコミュニティスクールっていう形で学校の経営に地域の方の意見をいただきましょうという仕組みづくりもできてますので、そういったところにこういう学校文書の保管とか活用なんかについても話をする場として設定ができていければいいかなとは考えます。

また、もう一つの問題として、学校に保管スペースが無いという点についても申し上げました。清水小学校の問題も移設先の新校舎に保管場所が無いというところから生じた結果だということで新聞記事にもありましたけれども、県立大学図書館の（蔵書廃棄）問題も移設先が狭かったというところから生じておりますので、設計段階からそういったことも考えていけるような、これから仕組みができればいいかなというところではあります。

あと、個人情報保護とか資料保存とかいう観点からも、それぞれの学校に耐震化されたセキユリティーも万全な収納室、さきほどの追手前高校の保管庫を見るとあれはなかなかすごいなと思うんですけど、市町村立でそれがどこまでできるかっていうところはありますけれども、予算的にもスペース的にも現状は難しいかなというのはありますが、そういったところも考えていかないといけないと思っております。以上です。

**渡部** 文書管理規程ができると整理はされますけれども、反対にそれで廃棄が進むこともある訳です。学校資料というものを歴史資料・地域資料だと位置付ける根本的な議論が無いと、ただの文書管理論では厳しいことになりそうな気がしますね。ここはなかなか難しいところだと思いますが、難しさはよく分かりました。高木さん、なにかありますか。

**高木** あと最後の課題ですね。どうやったら資料が残せるのか。さきほど認知の話もしましたが、認知を広げるにあたり認知が広がらない中でどうやって残すかです。自分も熱意を持って資料を残してきたという自負があります。何を保存すべきかは、先ほど嶋田さんや皆さんからも出ましたが、歴史的なセンスといたら悪いんですけれども、給食メニューとか普段だった

ら棄てられるものも、歴史資料になったりしますので、普段から歴史に関わっているといいですか、問い合わせの窓口でどういう問い合わせが多いかや、論文をたくさん読んで歴史の研究対象にはどういうものになっているか、そういったものに目を光らせている専門職員がいないとですね、やっぱり評価選別という判断を誤ってしまうと思うんですね。さらに残せていけないと思うんですね。救済方法をどこに連絡したらよいかとかですね。

そういうノウハウを持った専門職員が必要なんじゃないか。専門職員がいないと、例えば3年とか5年とかで人事異動でどんどん県の職員変わっていく。せっかく蓄えたノウハウも5年とか3年で変わっていったらまたゼロになってしまう。専門職員をぜひ県の公文書館に置いて頂いて、資料の保存にたずさわる職員が出てくればいいんじゃないかと思っております。

**渡部** ある組織の資料の何を残すかというのは、機械的には処理できないかなり難しい問題です。誰がそれを判断するかとなると怖い話ですよ。判断のできる人の養成も必要になってくるんだろうと思います。

**影山** 専門職がつくといいなと思いますし、公文書館で学校資料も積極的に考えていっていただければもっと発展していくんじゃないかと思います。公文書館には文書類は入るけどモノ資料はなかなか入らない。そうすると残った資料が分かれてしまう。できれば（分かれずに）かたまりであって、その場にあるということで、ものすごく命が宿っている資料になると個人的には思います。学校に、そんな大きな部屋はいらないので、一室でいいから資料室みたいなものができればいいなと思います。現実難しいところあると思いますが。学校でしたら耐震化されていて、順位度も高いので、建物としては丈夫です。どんどん人口が減っていくと部屋も空いてくる。そこに必ず資料室をつくるとか、廃校になれば必ず資料が引き継がれるとか。そういう流れができて、ルールと一緒に思いみたいなものも引き継いでいけるような形がとれたらと思います。そういう時に公文書館の専門の方が学校に指導できる、必ず相談できるような体制ができるとか、色んな立場でフォローできていくような学校資料の残し方があっていいのかなと思います。

**渡部** ありがとうございます。昔聞いたある県の事例を思い出します。古代以来の歴史資料の大蓄積のあるその県で、ある旧家が所蔵資料を持ちきれないということになり、歴史系機関に相談をして、その機関組織もすぐに対応したそうです。旧家からは、文書は勿論、蔵に納められた調度品や民具などを含めて、全てを地元の自治体乃至文化施設に寄贈したいとの申し出があったそうです。これに対し、行政及び機関は、文書の寄贈は受け入れるが、いわゆるモノ資料の受入はお断りするとの回答をしたそうです。家の歴史と文化の全てを伝えたいと思う旧家と、文書資料だけの寄贈を希望する機関。結局、この話は立ち消えになり、中世以来の文書を含む旧家資料は、世に出ることさえなくなったと言うのです。

学校資料についても、文書だけではなくて、実験道具や教材類、図書や文集等々、全てまとめて学校の空間があるという視点が必要なんだと思います。文字記録だけでなく、目に見えるモノ、それらが総体として学校の歴史を伝えるのだと思います。なかなか難しい問題だと思います。

ますが、留意が必要な部分です。

いずれにしても、学校資料の問題というのは、一般の歴史資料論と比べて、やや特殊な世界ですから、今日のお話でも色んな課題や問題点が提起されたのだと思います。それらを一つ一つ整理をしながら、現実を動かしていく必要があるんだろうと思いました。皆さんどうもありがとうございました。

最後に、高知県の歴史資料をめぐる動向と学校資料について、情報提供を兼ねたお話を申し上げます、会を閉じたいと存じます。歴史文書あるいは学校資料というものを後世に残すということについて、高知県で機は熟したという気がしています。県内には、色々な博物館・資料館がなんとなくそろった感じがしますし、県図書、市図書の合築を機に、いくつかの基礎自治体が図書館の整備に着手し始めております。そこに、学芸員や司書などの専門職員が配置されることによって、多くの資料が守られていく土台ができつつある気がします。特に開館間近の公文書館（令和2年4月1日開館）によって、やっと高知県の明治以降の近現代資料への目配せが本格化します。県教委では、朝倉にあります44連隊の弾薬庫の保存に着手するというところで、今に近い時代の歴史への関心がだんだん高まっています。その中で、学校資料をどう考えるかということが起きるわけですね。

これに加えて県史の編纂が検討され始めた。当然ながら教育史という一項が立てられると思われ、その基本資料は学校資料になるわけです。今回の企画は、そういう意味でも、時宜に応じたものかも知れません。この会では、様々な問題点が明らかになり、いくつかの理論整理が行われましたけれども、これらをただ整理しました、確認しましたというだけで終わらせては何の意味もなく、これらをどう解決していくのか、どう現実を動かしていくのかということにつなげなければなりません。

今、関連諸機関、あるいは団体、県民の皆さんが腰を上げる時がきた。県民全体が地元の学校資料に興味を持ち、それぞれが行動を起こすときがきたのではという気がいたします。今動かないともう手遅れになると思いますね。歴史の資料というのは一つしかありませんから、一旦失なわれると代わりになるものは絶対ありません。

考えてみたら色んな歴史資料の中で、学校資料というのはみんなが絶対関わっている世界の資料なんですね。6年間とか3年間とか過ごした学校生活の記録、その時代の特色が学校資料に詰まっているわけですから、自分たちの地域資料としても大切にする意味は十分あるわけです。学校という特殊な世界ですけれど、地域資料といった広がったとらえ方でこの資料を見ていかないとならないと思います。

それと、学籍簿だとか、職員日誌だけでなく、図書や文集などの非公文書の保存も重要です。時々オリンピック選手が、将来はオリンピックに出たいと書いた小学校時代の文集が紹介されたりしますが、その人の志みたいなものも振り返ることができたりもします。あるいは子どもたちが素直に書いた文集の中に、例えば、高度経済成長期のような大きな社会変革の様子が書かれていたりします。時代を考える色んな材料が、学校に詰まっていると思います。

これらをどうやって守っていくのかというのは、おそらく公文書館だけではなく、博物館だけではなく、図書館だけでなく、色んな組織や個人がまとまって、相互補完しながら行動して

いくことが必要でしょうし、さっき高木さんがおっしゃったように地元の人たちの考え、目良さんがおっしゃったように学校に直接関係する人たちの判断などとも絡めながら進めて行く必要があるとつくづく思いました。

必要なのは人です。歴史資料としての学校資料という視点から、保存と廃棄の判断ができる人がいるかどうかという問題があります。

それともう一つ必要なのは行政的なシステムの検討ですね。県立学校は県の公文書館が関係することができますが、市町村には権限がない。この点では、市町村学校の理解に期待するしかない訳ですが、県が支援する、あるいは相談・協議をしていく、そういう横断的な動きがないと全県的な資料保護はできないわけであります。システム整備といいますか、協力体制の検討というのも必要だと思います。

更にもう一つ。これは文化施設がどこでも抱えている問題ですけれど、残そうとしても置く場所がない。収蔵スペースの不足が、廃棄の理由に使われている。これを解決するためには、受け入れる場所を確保するしかないわけですし、県立大収蔵庫が必要なのもかもしれませんけども。現実的な対策として、私は山内資料館時代から廃校利用を言ってきました。県内各地に休校、廃校があります。今、廃校は色んな方法で利活用されています。水族館に使うこともありますし、集落活動センターに使う場合もあります。あるいは老人ホームとして使っているところもあります。色んな使い方があるんですけども、その一つとして一定地域の学校資料を一つに集めて守っていく。学校資料に限らず地域資料も含めるとよりいいんですけども。とにかく学校を使いながら資料を守っていく。良い保管庫になるんでないかと思えます。

特に、学校資料を学校が守っていく。地域の人たちがそれを見守る。あるいは博物館、公文書館がそこに協力をしながら整理をしていく。こういう世界ができないだろうかと思っておりまして。一つの提案として、廃校の利活用の一つとして、失われていく資料を残すための収蔵庫機能ということを考えては如何と思えます。

嶋田さんが冒頭に攻めの文書館とおっしゃいましたけども、もう黙って見ているだけでなく、我々も具体的に何をするのかという一歩踏み出した活動が必要な時がきているような気がいたしました。今日は第一回目ですので、色んな問題点を皆さんにご提示したということでもあります。色んなご意見があると思えます。時間の都合上、質疑応答はなかなか厳しいですので、ご意見等はアンケートにお書きください。また、パネリストはまだ残りますので、色んなご意見、情報などをお知らせいただければありがたく存じます。それでは今回のシンポジウム、とりあえず司会の役は終わらせていただきます。



シンポジウムの様子2

## 閉会の挨拶

筒井 秀一（こうちミュージアムネットワーク会長）

高知ミュージアムネットワーク会長の筒井でございます。本日はお忙しい中、本シンポジウムにご参加いただきましてまことにありがとうございます。この夏ぐらいでしたか、高知県学校資料を考える会からシンポジウムを計画しているんだと、ついでには高知ミュージアムネットワークも一緒にやらないかというお話しをいただきまして、我々ネットワークが普段言っていることと趣旨は合致しますので、一緒にやりましょうということで今日になりました。内容的には学校資料を考える会の方に基本的にお任せしてきたわけですが、久しぶりに満腹、中身濃いよなというようなものになりましたよね。今後ですけれども、何らかの報告集のなものをつくりたいということと、それから本日色んな提言もいただきましたので、整理してそれを発信していこうと、学校資料を考える会と一緒に考えていきたいと思っております。今日アンケート等いただきまして、それも含めてまとめにしたいと思っておりますので、今日は本当に長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。



シンポジウム開会挨拶の様子



シンポジウム会場風景

## 参加者アンケート（抜粋）

シンポジウムに参加者にお書きいただいたアンケートの一部を抜粋して紹介します。

◎本日の内容について、ご意見やご感想をお聞かせください。

- ・ 文書だけでなく、モノと一緒にコトも残せると思います。「門札、バッジ、公印」は学校資料になるけれども、「オルガン」は入らないとのこと。どのような基準でモノが選別されるのか、気になりました。追手前高校のモノと一緒にコトを残そうとする姿勢に感銘をうけました。  
〔大学教員〕
- ・ 学校アーカイブズは、公文書の側面のほか、在校生の資料、OBも含めた学校関係者の資料であり、地域の記憶の資料であり、歴史研究の資料でもある。どの側面に着目するかで当該文書を保存すべき場所が異なると思われる。歴史資料と見た場合、他者が見ることができ、時の経過も考慮する公文書館に保存することが望ましいと思われるが、相当の期間、学校や地域において保存してから公文書館へ移管する仕組みも考えられるのではないかと感じた。  
〔自治体職員〕
- ・ 現在、日々文書の保存・管理に頭を悩ませていました。最近“アーカイブズ”に関する書籍を読み、日々何気なく取り扱っている学校の文書についての価値について考えるようになりました。本日の会に参加させていただき、文書保存の意味（目的）について考えることができました。また、公文書、現用文書、非現用文書、重要文書、歴史文書 etc. 文書に関する基礎的な知識も得ることができ、少し、自分の中で整理ができたように思います。且利きということば、とても心に残りました。  
〔学校教職員〕
- ・ 資料保存に関する意欲的な取組をうかがい、刺激を受けました。学校教員の参画が必要であると思います。  
〔学校教職員〕
- ・ 大変興味深く聴かせていただいた。特に追手前高校の資料管理と展示には感銘を受け、その環境をうらやましく感じました。  
〔学校教職員〕
- ・ 県立大学の（蔵書焼却）問題があったり、昨年度、統合される高校に勤務していたこともあり、資料の保存がいかにあるべきか興味を持ち、参加させていただきました。  
〔学校図書館司書〕
- ・ 資料寄贈の話がきても、「図書館」だと貸し出しできる本を、という条件がつく。それで失われた史料も多かったのでは…  
〔図書館職員〕

- ・学校給食のメニューが公文書になり得るなど、気づかされる事が多かった。  
〔博物館職員〕
- ・今後あるであろう学校の統廃合に際して、資料収集をしなければと思いました。個人の努力だけでは限度があるので、法改正への働きかけも必要だと感じました。こうちミュージアムネットワークから働きかける？  
〔博物館職員〕
- ・小中学校は基礎自治体が管理していて各市町村での管理には濃淡があります（人員・予算）。県で学校資料を集めるセンター的なものを作ってはどうか。  
〔退職教員〕
- ・これを機に一般の方にも学校資料の重要性が広まっていくことを願っています。展示公開していくこと、必要ですね。  
〔NPO法人職員〕
- ・率直に勉強になりました。現状がどうで、何が課題かを認識・共有できる良いシンポだったと思います。  
〔団体職員〕
- ・資料保存とその課題について、自分の将来に照らし合わせて拝聴させていただきました。公文書館と学校との連携の点で手続・行政のきまり等障壁がありますが、近代以降の歴史を概観するにあたり、プリントや文集、学校だよりなどが活用できることはなかなか視座がありませんでした。ぜひこれから学校に勤める者として真摯に受け止めていきたいです。将来プチ博物館が学校区レベルで身近になることを望んでいます。  
〔大学院生〕
- ・今後、学校資料を保存する場所を精選していく必要があると考える。  
〔大学生〕

◎学校資料に関して自由にご記入ください（保存活用の具体的事例などありましたら）。

- ・工夫すれば追手前高校のように、モノ、コト、書類をセットで保管することができるのではないのでしょうか？南海トラフ地震が起きた際の津波による水害、耐震性の問題があると思います。せっかく残った資料の保存・活用と同時に、いかに災害から守るかが課題になると思います。  
〔大学教員〕
- ・現用文書に関し、膨大な学校資料を全て公文書館に移管することは現実的でなく、資料の選別は行われることになる。必ず残すべき資料の選別のほか、学校ごとの多様性、役割分担、モデル校の選定なども考えられる。また、電子データによる移管が標準になる日、移管すべき文書の標準を定める日が近いうちに訪れると考えられる。  
〔自治体職員〕

- ・今後の学校文書の保存に関し、大きなヒントをいただきました。“場所”“選別する力”課題です。〔学校教職員〕
- ・学校現場の教員として、資料の大切さを感じつつ、日々の業務をこなすことに忙殺されている。むしろ残すよりも捨てることを推奨される雰囲気がある。また、デジタル化の進行で、記録として残りにくい状況が大きくなっている。かつて、高校の周年事業の際、同窓会の協力を得て、多くの学校資料を収集し、記念誌づくりや校史展に生かすことができた。しかし、20年前にはかろうじて残っていた歴史を残すことに対する必要度を、管理職が軽視するようになっていると感じられる。〔学校教職員〕
- ・毎年大量に廃棄している文書ファイルですが、今年度末には、少し残しておくべきものについて、気を付けて残そうと思いました。〔学校教職員〕
- ・学校事務職員からの連絡で、資料をもらいに行ったことがありましたが、整理が進んでいません。〔博物館職員〕
- ・学校は歴史的資料の宝庫。学校現場にいた私は学校統合等として金庫の中の資料が散逸するのがしのびがたいです。ぜひ資料が残るような働きかけが必要だと思います。県からの市町村への支援が必要なのではないかと思います。〔退職教員〕
- ・私の市でも今後数年で小中学校を統合する予定。今後学校資料をいかに残すか、教育委員会へ働きかけていかないといけませんね。特にPTA機関紙など公文書の範囲外のをいかに残していくか（作戦を考えないと）。「学校だより」も熱心な先生は毎日発行してましたからね…〔NPO法人職員〕
- ・市町村で学校の統廃合が進められる中で、本日の議論はぜひ自治体に知ってほしいものでした。渡部館長のおっしゃるような機が熟した今、広く県民が考える機会を作っていただければと思います。〔団体職員〕
- ・県内各学校の記念誌（100年記念誌、閉校記念誌など）を、例えばオーテピアでまとめて保管していただければ？ 例えば大月町では教委のロッカーにまとめられています（近年、統廃合が相次いで多くの閉校記念誌がほぼ同時期に発行された）。教委で頼めば閲覧可能だが、一般の人はそのようなことを知らないと思う。事実上の「死蔵」では？ 一か所にまとめることで活用の利便性は大幅に向上すると思います。〔新聞記者〕
- ・県と市町村の連携を今以上に強固なものにするとともに、それに応じた法整備を行うことが学校資料を残していくことにつながるのではないかと。〔大学生〕

# 高知県の学校資料を考える

シンポジウム

学校の運営や教育活動のなかで作成された文書類は、近代以降の教育や地域の歴史を記録した貴重な資料です。高知県の学校資料を未来に遺すため、保存と活用についてできることを考えます。

2019年

日時

12月7日(土)

13:30~17:00(開場13:00)

場所

高知県立高知城歴史博物館

1階 ホール

入場無料  
申込不要

13:00~13:30 受付

13:30~13:40 開会あいさつ

目良裕昭(高知県の学校資料を考える会代表)

13:40~14:40 基調講演

嶋田典人(香川県立文書館)

「公文書管理・公文書館と学校アーカイブズ」

14:45~16:00 報告

目良裕昭

「高知県の公立小中学校における文書管理の現状」

影山千夏(NPO法人地域文化計画理事)

「追手前高校の学校資料と学校博物館の取り組み」

高木翔太(高知県立高知城歴史博物館学芸員)

「学校資料収集の実践と課題 一大分県公文書館の経験から」

16:10~16:50 シンポジウム

「高知県の学校資料の未来を語る」

司会/渡部淳(高知県立高知城歴史博物館館長)

シンポジスト/嶋田・影山・高木・目良

16:50~17:00 閉会あいさつ

筒井秀一(こうちミュージアムネットワーク会長)

主催 高知県の学校資料を考える会  
共催 こうちミュージアムネットワーク

お問い合わせ先

こうちミュージアムネットワーク

(事務局:高知県立高知城歴史博物館)

TEL 088-871-1600



学校資料シンポジウムのチラシ

1. 高知新聞関連記事より

**学校資料 どう残す**

県内の事例から 1

今をさかのぼること12年。清水小学校(土佐清水市幸町)の校長室で、収蔵庫に収められた「学校日誌」を見せてもらった。

最も古いものは、戦前に合併した旧加久見小のもので1910(明治43)年度から。清水小は16(大正5)年度から残されていた。太平洋戦争(41~45年)中の日誌に目を通せば、空襲のため臨時休校した、あるいは兵隊が学校にやって来て防空壕を掘った、などの記述がある。

校長が、学校日誌の保存年限は5年(学校教育法施行規則)により、四つの重い課題に

と教えてくれた。「戦前の日誌は一級の歴史資料だと思います。しかし年限を過ぎているので、校長の判断でいつでも廃棄が可能です。市が一括管理してくれたい、ありがたいのですが」

その後、日誌はどうなっただろう。先月同校に電話して尋ねると、4年前に廃棄したという。学校に出向いて、事情を聴かせてもらった。

◇

簡井広実校長(61)は2014年春、清水小に赴任した。早々から、四つの重い課題に

## 明治以降の日誌廃棄

いた学力の向上。翌年から始まる校舎改築工事への対応。学校給食の開始。小規模2校の統合。

このうち校舎改築が、日誌廃棄の「引き金」となった。

校舎はまず半分を解体し、そこに新校舎の半分を建築。次に残り半分を撤去・新築した。工事は足かけ3年。引越し作業は3度に及んだ。

過去の資料に目を通




清水小で保管されていた戦前からの学校日誌。4年前に廃棄された(2007年撮影、土佐清水市幸町)

し始めた。ついで引き込まれて、引越し作業が止まる。けれど校舎解体の日が決まってしまうから。いかに、いかにと。」

簡井校長は、学校日誌だけは捨てたくないと思った。「よう捨てません」と市教委に相談したところ、「廃棄を」と促された。日誌をタンスに詰め、焼却処理に送ったという。

「学校には地域の文化が集積されている。後継の活用について、学校単独での対応は難しい。例えはわ

膨大な量が、校舎内の各所に蓄積されていた。しかし新校舎には保管場所がなかった。そもそも設計段階で考慮されていない。保管年限も過ぎていて、それらは廃棄する流れになった。「古い資料に目を通

**7日 高知市でシンポ**

「高知県の学校資料を考える会」は7日午後1時半から、高知城歴史博物館(高知市追手筋2丁目)でシンポジウムを開催。県内外の関係者が学校資料の現状や、活用に向けた改善策について語る。

入場無料、申し込み不要。問い合わせはこうちミュージアムネットワーク(088-871-1600)へ。



# 学校資料 どう残す

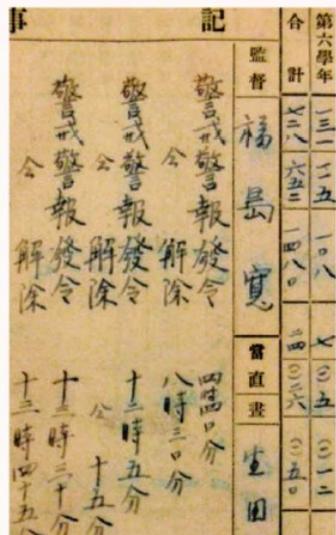
県内の事例から 3

「旭小学校日誌」と題する12冊の薄い冊子が手元にある。今秋、高知市本宮町の同校の歴史を調べる過程で、住民が貸してくれた。冊子の発行は平成に入ってから。1941〜47年の学校日誌から、主だった記述を抜粋している。

もともと校長がPTA広報紙に掲載。それを次の代の校長が冊子にまとめた。校長2代にわたる連携プレーで、PTAも協力した。

前者の思いが、前書願っていたました」

## 図書館に託された日誌



1945年4月21日の旭国民学校日誌。空襲の「警戒警報」が繰り返し発令・解除されている

日誌の原本は現存するのだろうか？

◇ オートピア（追手筋 2冊目）を訪れると、日誌は1冊ずつ、中性紙の箱に収めて保管されていた。

ページをめくると、やはり戦争中の記述は緊迫感に満ちている。主な記述を紹介する（現代仮名遣いに直すなど一部を改変）。

◆「米英に対し宣戦の詔勅、発せらる。わが飛行隊ハワイ襲撃、大損害を与う」（1941年12月8日）

◆「陸軍記念日。山下将軍運長久願祭19時、山内神社」（45年3月10日）

◆「山下将軍」はフィリピン戦線を指揮した（現代仮名遣いに直す）

◆「天井取り除き作業」（6月11日）

◆「旭小学校校舎改築」

◆「米英に対し宣戦の詔勅、発せらる。わが飛行隊ハワイ襲撃、大損害を与う」（1941年12月8日）

◆「陸軍記念日。山下将軍運長久願祭19時、山内神社」（45年3月10日）

◆「天井取り除き作業」（6月11日）

◆「旭小学校校舎改築」

◆「米英に対し宣戦の詔勅、発せらる。わが飛行隊ハワイ襲撃、大損害を与う」（1941年12月8日）

◆「陸軍記念日。山下将軍運長久願祭19時、山内神社」（45年3月10日）

◆「天井取り除き作業」（6月11日）

◆「旭小学校校舎改築」

◆「臨時休業。午前1時より約2時間にわたり市内、焼夷弾攻撃を受け市内5丁目より東の大半、鳥有に帰す」（7月4日）

◆「鳥有に帰す」とは焼き尽くされ、皆無になること。米軍機による高知市空襲のうち最大規模がこの日のもので、「高知大空襲」と呼ばれる。「5丁目」は上町。旭小の建物は無事だった。

◆「臨時休業。緑故疎開手続き受け付け開始」（7月5日）

◆「父兄を本校講堂に集合せしめ集団疎開に対する通告を発す」（8月14日）

◆「疎開児童受け付け開始。本日正午、恐れ多くも休戦の大詔発せらる」（8月15日）

◆「駐屯軍進駐につき本日より9日まで休業」（11月4日）

◆「平和新日本建設講演会 於講堂」（11月20日）

軍国教育から、占領下の平和教育へ。激動の時代を学校日誌が映し出す。

（報道部・福田 仁）

## 学校資料 どう残す

県内の事例から 4

土佐清水市の下川口小学校。校長室の本棚には、1895（明治28）年からの学校日誌が大切に収められている。18年前に、廃棄の危機を乗り越えた資料群だ。

◇ 2001年9月の高知西南豪雨で、下川口小の浸水は床上1・3メートルに達した。1階の教室や体育館は泥まみれ。水が引くと、駆け付けた教員や一般のボランティアが机やイスを次々に運び出し、こびり付いた泥を洗い流す作業に追われた。当時校長だった風次郎（68）は同市グリーンハイツには、校長室に保管された日誌の確認を急いだ。古いものは金庫内に入れていた。金庫の扉を開けると、それも泥水に漬かっていた。

## 泥まみれの日誌修復



多数の付箋が子どもたちの学習の様子を物語る（土佐清水市の下川口小学校）

どうにかなるんじゃないか？」  
まずは表紙に付いた泥を丁寧に拭き取った。泥は内部には侵入していなかったが、各ページが水分をたっぶ

り含んでくっついてきた。

基本的には校長一人の地道な作業。しかしそれが、日誌の記述に目を通すことにつながった。

「今の学校日誌は児童数や在籍、欠席、行事などメモ書き的。昔は『日記風』に、出来事が詳細に記されている。だから当時の学校の様子がよく分かる」

明治以降の日誌が守り伝えられてきた重みに、あらためて感動を覚えた。

◇ 風さんの思いは文野貴之・現校長（62）に受け継がれている。同校ではこれまで毎年、生徒が保護者や地

域住民を前に平和学習の発表をしてきた。

文野校長は2年前から、この平和学習に学校日誌を活用している。代々の校長がせっかくなか残してくれたものを活用したい、と発案した。

「戦争体験を語ってくれる住民も、高齢化で激減した。学校を中心とした当時の生活がうかがえる日誌の存在は貴重。子どもたちも、戦争の時代を少しも身近に感じてくれないのではないだろうか」

◇ 例えは1945年4月5日の日誌には「待避壕掘り」、5月4日「空襲警報のため午前中授業1時間」と記されている。

「最近資料のデジタル化も進んでいますが、しかし実物を目で見て触れることで、歴史をより強く実感できると思う。泥にまみれた学校日誌。手探りで修復には苦勞もあつたが、そのかいがありました」

高学年の児童らが45年の日誌をめくり、壕掘りや空襲警報などの記述を一つ一つ確認。それらに色別の付箋を貼っていった。戦争と学校生活が密接に関わっていたことが分かる。

## 学校資料 どう残す

県内の事例から 5

〔昭和〕38年以來の大雪が降った。庭は1尺以上積もった。車はとおらんし歩いて久保川口までいかんといけない。かあちゃんは『おいこ』をかっいで買物にいった。旧大道中(高岡郡四万十町)の卒業文集「大道の子」に、生徒が寄せた文章の一節。1980(昭和55)年12月末に県西部を襲った大雪を描写している。荷物を背負う民具「おいこ」が暮らしの中で使われていたことなど、当時の暮らしぶりも伝わってくる。

地域の少子化によって、中学校の統合が進んだ。大道中は、1990年に十川中(同町十和川口)に統合。2015年には昭和中に統合され、十和地区の中学校は1校になった。旧大道中の卒業文集が保管されているのは、現在は使われていない旧昭和中学校舎の図書室。ほかに生徒の詩集や作文集など約20点が、本棚の一角に詰め込まれている。旧昭和中の職員録や生徒名簿などは「公文

## 文集に生活の記憶



休校になった旧昭和中の図書室で生徒の文集類を見つけた(四万十町昭和)

書」の位置付けで、保管義務があるため十川中に移された。保管対象でない文集などの一部は、そのまま旧昭和中学校舎に残された。こうした文集類もまた「学校資料」だ。県立高知城歴史博物館の渡部淳館長(56)は、その意義をこう語る。

「個人的な内容も含むが、地域の出来事や暮らしの記憶が具体的に記されていて、重要な地域資料になる」

博物館などが扱う地域資料というと古文書や民具が一般的で、学校などの公的組織で作成された文書の重要性は見落とされがちだった。

こうした公文書の調査や保存、公開に関わるのが自治体が設置する公文書館。学校資料も登録した。歴史学マにしたり、浜市で学校資料をテーマにした全国シンポジウムが開かれ、嶋田さんも登壇した。歴史学

2017年には、横濱市で学校資料をテーマにした全国シンポジウムが開かれ、嶋田さんも登壇した。歴史学

や博物館学、教育学の関係者が初めて分野を横断して集まり、各地で重要性が認識される契機となった。

「遠い過去の文書を残すのと同時に、今学校で使っている文書も重要な記録であり、将来に残していかなければならない」と話す嶋田さん。学校資料の取舍選択が難しいだけに、専門性を持つ公文書館が関わり、行政、博物館とも連携を密にして資料を残していく取り組みが求められる」と提起する。

全国的な流れを受け今年9月、県内の学校職員らが「高知県の学校資料を考える会(自民裕昭会長)を結成。県内外の課題や活用事例を学ぶシンポを

7日午後1時半から高知城歴史博物館で開催する。

県内ではこれまで40校以上の小中学校、高校が廃校・休校となっている。連載で紹介してきたように、学校の統廃合や改築が資料散逸の契機の一つとなっている。また、学校現場でも資料の価値判断に苦慮する事例が多く、学校だけの対応には限界がある。

来年度には県公文書館が開館し、新しい県史の編さん事業も始まる。行政が学校資料の歴史的価値を認識し、後世に残すための対応策を考える時期にきている。

(学芸部・楠瀬慶太) 〓おわり

**話題**

私の祖父は、4人とも教員だった。昭和初期から、幅の広い、教員だ。多地方の学校を転々とした。各学校の記念誌も大いに役を足跡を調べ、数年前に地に立った。古くは明治から、地域の学校や図書館を回った。年度ごとの集写真が掲載された。これが時代の空気を濃厚に映し出す。

いた下川口小学校  
(土佐清水市)も訪ね、当時の学校日記を見せ

**学校資料**

「上岡校長の集写真」の集写真を、学校記念誌の集写真のコーナーを申し込んだら拒否された。個人情報だといふ。私に祖父に、訓導とは教諭の立場が多分にある。皆が極端な上着が多分にある。敗戦の翌年あたりになるまで、半休を取って村議選の投票に行っている。何でも、全員の表情と姿勢が一氣に

見れば、生徒も含め、表情に緊張感、重圧感がうかがえる。男生徒の服装は、それまで、上着が多分にある。皆が極端な上着が多分にある。敗戦の翌年あたりになるまで、半休を取って村議選の投票に行っている。何でも、全員の表情と姿勢が一氣に

例えは1937年5月20日「上岡訓導、午後帰郷、選男生徒の服装は、それまで、上着が多分にある。皆が極端な上着が多分にある。敗戦の翌年あたりになるまで、半休を取って村議選の投票に行っている。何でも、全員の表情と姿勢が一氣に

(福田 仁)

# 学校資料 残す仕組みを

## 規則で機械的廃棄の現実

### 県内関係者らシンポジウム

学校日記や県内の小中学校や高校に残る歴史資料の保存活用を考えるシンポジウムがこのほど、高知市の県立高知城歴史博物館で開かれた。学校現場での資料管理や展示、公文書館による調査など複数の事例が紹介され、学校や地域の営みを伝える学校資料を守っていくための課題が議論された。

(補瀬慶太)

シンポジウムは、学校の統廃合や改築で学校日記などが散逸している現状を危惧し、県内の学校や博物館関係者らでつくる「高知県の学校資料を考える会(目録)」が企画。日常的に資料を扱う学校職員と、資料を記録する「アーカイブ」として保存する公文書館職員、資料を調査する学芸員の計4人が登壇した。

枝川小(吾川郡いの町)の学校事務職員でもある目録代表は、公立小中学校の資料管理について報告した。県内市町村の教育委員会が定める資料の管理規則を分析し、「学校沿革史と卒業証書授与台帳は永年保存で、その他の公文書類などの保存年限は3〜5年。昭和30年ごろの規則が改正されていない市町村が多く、増加する資料の管理は学校現場の運用に任ざられていた」と指摘した。

また立成に入ると、細かな規則を定める教育委員会が増え、「保存年限を過ぎた文書は廃棄の対象となり、

## 公文書館の役割重要

学校資料の保存について議論したシンポジウム(高知市の県立高知城歴史博物館)



追手前高校に残る日記などの学校資料(高知市追手筋2丁目)

明治以来の学校日記の歴史資料が適正な処理で捨てられてしまう現状がある」と紹介。「保管場所や個人情報保護の問題もある。規則の見直しなども検討し、学校と地域の歴史を連携して資料を守る懸け橋にしたい」と呼び掛けた。

また、県立高知城歴史博物館の高木翔太学芸員は、前職の大分県立図書館で取り組んだ廃校の資料調査について話し、「保存の方法論を知り、熱意がある専門職員がいなければ資料は残る必要がない」と県立図書館への呼び掛けた。

そして、渡部館長は県内各地で図書館や博物館が充実し始め、新しい県立総合事業も始まることに触れ、「諸機関が連携し、行政的な仕組みの現場や廃校利用などの保管場所の確保を進める必要がある」と呼び掛けた。

また、県立高知城歴史博物館の高木翔太学芸員は、前職の大分県立図書館で取り組んだ廃校の資料調査について話し、「保存の方法論を知り、熱意がある専門職員がいなければ資料は残る必要がない」と県立図書館への呼び掛けた。

な公文書を保管するほか、門職員の間を訴えた。保存年限を過ぎた公文書を評価・選別して、歴史公文書として保管・公開する機関。香川県立文書館の嶋田典人さんは「役所の一部を公文書館にしたり、現行書庫を歴史公文書館にした。存在を自ら見えない形に知ってもらいたい」と思いがあつたと振り返った。

また立成に入ると、細かな規則を定める教育委員会が増え、「保存年限を過ぎた文書は廃棄の対象となり、

# 新聞を読んで

## 学校の遺産

ずっと以前、県内のある中学校の校長室に著名な日本画家の描いた美しい絵画が飾られていた。春を呼ぶ梅の花が印象的なその作品は、後年、同校を再訪した時にはどこにもなかった。私が赴任した時にはありませんでした。おそらく校舎改築工事の際にでも廃棄したのだでしょう」と校長先生。絵の経年劣化が著しかったから「仕方ないか」とは思うが、価値ある文化遺産が消滅したなあ、とがっかりした。



社会福祉法人評議員 竹内 直人 (高知市)

本紙連載「学校資料をどう残す」(昨年12月2日から5回)を読んで、美術作品だけではなく学校にはいろんな「お宝」があるとあらためて思った。特に教育活動の中で作成された文書類は近代以降の学校、地域の歴史を記録した貴重な資料。高知県はこれまで10以上の小中学校、高校が廃校や休校になっており各種データが散逸しているのが現実だ。災害により廃棄されることもある。連載では2001年の高知西園豪雨で浸水被害を受けた小学校で校長が泥水に漬かった学校日誌を根気強く修復していった様子が語られていた。学校は法令によって書類の保存期間が定められている。卒業生の名簿である卒業証書授与台帳や旧職員履歴書などは永久保存。学籍に関する指導要録は20年。学校たりや学級通信は1年というふうに。連載に出てきた学校日誌は5年。自分も学校管理職をしていた頃に児童数や欠席数、行事、教職員の勤怠などをメモ的に記していた。最後に勤務した小学校は明治初期に開校という長い歴史があり、戦前からの膨大な書類が残っている。校長室の中の狭いスペースに古い文庫があふれ、大事なものと認識してはいても正直扱いに困った。教育委員会から保存期間が過ぎた資料は積極的に処理を、という通達もあったが、捨てるのができず後任の方に判断を委ね退職した。学校資料にはさまざまな思い出があるが、30年ほど前のニュースが忘れがたい。先の大戦中、海軍の飛行場建設のために強制連行された可能性のある朝鮮人子弟の名簿が高知市の小学校から発見された(本紙1991年2月9日付)。この学校には昭和18(43)、19(44)年度の初等科の除籍簿(学校から転出した児童の記録)があり、約150人の該当児童の氏名や保護者の職業などが書かれている。除籍簿の保存期間は20年間。このため廃棄された戦災で焼失したりで当時のものが現存するのは珍しく全国的に注目された。現代史の実相を探る歴史資料が学校に眠っていたのだ。

とはいえ、学校資料全てに歴史的価値があるわけではないから取捨選択が難しい。児童生徒の個人情報に関わるものもあり、慎重に扱う必要がある。これらを後世に残すためには専門家の助言が欠かせない。政府は公文書管理の専門職「アーキビスト」の公的な資格制度に基づく認証の付与を、2021年から始めるという(本紙昨年12月22日付)。本県でも20年度には公文書館が開館すると聞く。学校現場と関係機関との一層の連携が求められる時代のようだ。「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」。公文書管理法第1条の精神は学校遺産にも当てはまる。

2020年2月24日朝刊

### 高知県の学校資料を考える会 地域の歩み後世に残す



活動の第一歩となった昨年のシンポジウム(高知市追手筋2丁目の県立高知城歴史博物館)

学校で作成された文書類を「学校資料」と呼ぶ。その散失が近年、全国的な課題として注目を集めている。近代以降の教育や地域の歩みを物語る貴重なものも含まれるからだ。

県内では昨年8月、学校職員や学芸員らが「高知県の学校資料を考える会」を設立。4カ月後にシンポジウムを開き、県内で明治以降の学校日誌が今も保管されている事例と、ここ数年で廃棄にされた旧校舎内に資料が残されている。同会がその何をどう改善すれば資料を守れるのか、議論を交わした。

今後は具体的な活動に着手し、まずはいくつかの廃校をピックアップして資料の現状を確認する。

ある廃校の場合は、資料を統合先に移した可能性があるが、詳細は不明。別の廃校では、老朽化した旧校舎内に資料が残されている。同会がこれらの撮影記録や目録作成に取り組む。

枝川小(吾川郡いの町の事務職員で同会代表の目黒裕昭さん(44)は「身近な資料の価値を住民らに広く知っていただきたい。保存、活用に向けた助言も行いたい」と話している。

(福田 仁)

2020年3月31日朝刊





## 2. 『地方史研究』405号（2020年6月、地方史研究協議会）より

### 【学校資料問題】「高知県の学校資料を考える会」の発足と活動

目良裕昭・楠瀬慶太

#### 一 はじめに

過疎高齢化が急速に進む高知県では、近年、公立小中学校の統廃合が相次いでいる。二〇一四年からの五年間で一七校の小中学校が閉校・廃校となっており、現行の学制が始まった一九四七年以降では五二九校が姿を消した。このような学校の統廃合や校舎の建て替え等に伴い、学校が保存してきた明治以降の学校日誌などの資料は多くが廃棄され、散逸の危機に瀕している。また、自治体や学校により、学校の公文書に関する考え方や整備の状況に違いがあり、歴史資料としての位置づけはなされていない現状にある。

#### 二 「高知県の学校資料を考える会」発足の経緯

「高知県の学校資料を考える会」（以下「考える会」と略記）発足のきっかけは、地方史研究協議会・横浜市歴史博物館共催のシンポジウム「学校資料の未来」（二〇一七年八月）の内容をまとめた『学校資料の未来—地域資料としての保存と活用』（岩田書院）である。二〇一九年七月、高知市内で行っている古文書研究会の打ち上げで同書が話題になり、「高知でも学校資料の保存活用を問題提起する時期に来ている」と議論したことがきっかけである。メンバーは、公立小中学校の事務職員（目良・土居喜一郎氏）、高知戦争資料保存ネットワークで地域資料保存に取り組む新聞記者（楠瀬）、文書館勤務経験のある学芸員（高木翔太氏）であった。

その後、目良・楠瀬が中心となり、県内の博物館でつくる「こうちミュージアムネットワーク」に学校資料をテーマにしたシンポジウムの開催を相談。八月に「考える会」を立ち上げて一二月にシンポジウムを開催し、同ネットワークの共催という形で支援いただく運びとなった。代表・目良、副代表・土居、事務局長・楠瀬の体制で、同ネットワーク会長の筒井秀一氏（高知市立自由民権記念館・館長）、渡部淳氏（高知県立高知城歴史博物館・館長）らに助言を頂きながら、発表者の手配、討論内容の検討など準備を進めた。

シンポジウムの開催前に、高知新聞が連載『学校資料どう残す 県内の事例から』（計5回）を掲載し、学校日誌の廃棄や災害時の資料救済、活用事例などを紹介したことが、シンポジウムの広報に役立った。地方支局で勤務経験がある複数の記者が取材で学校資料と関わっており、具体的事例が数多く紹介され、その重要性を問題提起してくれた。

#### 三 シンポジウム「高知県の学校資料を考える」

シンポジウム「高知県の学校資料を考える」は二〇一九年一二月七日、高知市の高知城歴史博物館で開催され、県内外で学校資料に関わる四人が登壇した。二〇二〇年の高知県立公文書館の開設や、学校資料の管理・保存体制に課題がある現状を踏まえ、公文書館の役割や重要性、学校現場における資料の評価・選別・保存・活用の問題が主なテーマとなった。

はじめに、シンポジウム「学校資料の未来」にも関わられた嶋田典人氏（香川県立文書館）

から「公文書管理・公文書館と学校アーカイブズ」と題して基調講演を行っていただいた。公文書館の業務や役割、評価・選別の基準などを説明された後、香川県内で統廃合となる県立高校で行った学校資料の調査について紹介された。その中で、重要公文書として①生徒指導要録・学校日誌・職員会議録・教育委員会などの収發文書、②学校統廃合・学校再編・学校改革・学区再編などに関する文書、③建物取り壊しと新築・改築、校地拡張などの文書をあげられた。歴史資料性のある文書として④学校便り、学校新聞、運動会のプログラム、給食のメニュー案、⑤写真、⑥学校要覧・学校沿革史、⑦実業高校などの特色ある文書、⑧門札、甲子園出場のバッジ、公印などを示された。公文書館が学校資料を調査することは組織外の活動となるため、「外に向かって活動を広げていく攻めの公文書館を目指すべきである」として、「学校資料の保存には公文書館が統廃合する学校などへ目配りし、働きかけることが重要。資料の受け皿としてだけでなく、各機関と連携して資料を守る架け橋になってほしい」と呼び掛けられた。

続いて高知県内の三人が事例報告を行った。目良（いの町立枝川小学校主幹）は「高知県の公立小中学校における文書管理の現状」と題して、日常的に学校で公文書を取り扱う現場職員の立場で報告。県内市町村の教育委員会が定める文書の管理規則を分析し、「学校沿革史と卒業証書授与台帳は永年保存で、その他の公文書綴などの保存年限は三～五年。昭和三〇年頃の規則が改正されていない市町村も多く、増加する資料の管理は学校現場の運用に任されている」と指摘した。また平成に入ると、細かな規則を定める教育委員会が増え、「保存年限を過ぎた文書は廃棄の対象となり、規則に則った適正な処理を行った結果、明治以来の学校日誌などの歴史資料が捨てられてしまう現状がある」と指摘。「保管場所や個人情報保護の問題もある。規則の見直しなども検討して、学校と地域の歴史を振り返ることのできる学校資料を残せる仕組みづくりが必要」と提言した。

影山千夏氏（NPO法人地域文化計画理事、元高知県立美術館学芸員）は「追手前高校の学校資料と学校博物館の取り組み」と題して、影山氏の母校でもある高知追手前高校（高知市）の創立一四〇周年記念事業で校友会とともに学校資料を整理した取り組みを紹介した。同校には明治時代以降の学校資料や重要書籍、標本類などが数多く保管されており、資料整理は「明治二〇年に日本で最初に作られ、現存する最古の校旗と考えられている旧制中学時代の校旗《六稜星》と明治二二年の試験問題を今の生徒に見せてあげたい」とに思いから始まったという。影山氏は美術系の学芸員の視点を生かして、さまざまな資料を日常的に生徒の目に見えるようにするため、学校博物館として校内の階段に資料を展示した。学校の歴史や資料を知ってもらう狙いで、「階段を一段上がるごとに、時間をさかのぼっていく空間に」「創立以来代々守り継がれてきた実在する歴史的な学校資料に触れることで、過去に思いをはせ、誇りに思い、未来への力に変えてもらいたい」との思いがあったという。

高木氏（高知城歴史博物館学芸員）は「学校資料収集の実践と課題—大分県公文書館の経験から」と題して、前職の公文書館で取り組んだ廃校の資料調査について報告。資料の重要性を「学校の歴史、児童生徒や教職員の証、地域の人々にとって大切な宝物である」とし、資料調査のポイントとして「廃校という特殊な状況になった学校の内外を撮影して記録に残す」「学校の沿革などを示す資料を収集もしくは撮影する」「重要資料の行く先を確認する」「廃棄する公

文書、校歌、看板、貼紙、授業備品から重要なものを収集する」「ゴミ捨て場まで確認する」を上げた。その上で、資料収集における公文書館と市町村の連携の重要性を指摘し、「保存の方法論を知り、熱意がある専門職員がいなければ資料は残らない」と県立公文書館への専門職員の配置を訴えた。

その後の討論では、学校現場は保存場所や規則の問題で学校資料の保存が難しいため、行政を上げての取り組みや廃校休校の利活用による保管場所の確保の必要性が提起された。討論の司会を務めた渡部氏は、県内各地で図書館や博物館が充実し始め、新しい県史編さん事業も始まることに触れ、「学校資料の重要性をさまざまな事業や活動に位置付け、資料を残すための現実的な行動を起こす時が来ている」と呼び掛けた。

シンポジウムには、県内博物館の学芸員、学校や公文書館の関係者、高知大学教育学部の学生らが参加し、学校志郎の保存と活用の機運を高める有意義な機会となった。参加者のアンケートでは「資料の保存・活用とともに、いかに災害から守るかも課題」「図書館に相談があっても貸し出しできる本しか受け入れられず、散逸してしまったものもあった」「将来、学校区単位でプチ学校博物館ができることに期待しています」などの意見があった。

#### 四 今後の展開

「考える会」では、今後も定期的な活動を通して学校資料を守り、残す取り組みを進めていく。シンポジウムの内容をまとめた冊子をできるだけ早く印刷し、シンポジウムで出た意見を踏まえた提言書を県教育長に提出する予定である。また、県内の学校資料の実態把握のため、有志で県西部の学校資料調査を行う計画をしている。学校資料が残ることで、どのような地域や学校の歴史が明らかになるのかも研究していかなければならない。廃校休校となった旧校舎での資料保管の可能性についても、「こうちミュージアムネットワーク」と連携して具体策を模索していきたいと考えている。

シンポジウムをきっかけに、県内の学校事務職員対象の研修会で登壇者の一人に学校資料の保存活用について話をしてもらう機会をつくることができた。今後も定期的な活動を継続し、地域の歴史を伝える学校資料を学校と博物館、公文書館、教育委員会、地域が連携して守り伝えていくための支援をしていきたい。

本記録集は、2020年度高知新聞厚生文化事業団春の助成「高知県内の廃校・休校に残された学校資料の調査」を活用して発行しました。

シンポジウム「高知県の学校資料を考える」 記録集

=====

編集 高知県の学校資料を考える会  
(編集担当：目良裕昭、土居喜一郎、楠瀬慶太、高木翔太)

協力 こうちミュージアムネットワーク

発行者 高知県の学校資料を考える会（高知県高知市高須3丁目3-11）  
e-mail:mera1ka@ma.pikara.ne.jp

発行日 2020年8月1日

印刷 西岡総合印刷株式会社  
〒640-8324 和歌山市吹屋町5丁目54

=====



